

# 十二支の「七ツ目」に関する俗信

腮尾尚子

A Superstition on "the Nanatsume" of the Chinese Zodiac Calendar

はじめに

- ① 七ツ目信仰の諸相
- ② 七ツ目の十二支獣を尊ぶべき根拠
- ③ 田沼意次と七ツ目信仰
- ④ 七ツ目の支に関する俗信  
終わりに

## 【論文要旨】

十二支・十二支獣に関する俗信の一種に、江戸時代後期に盛んに行われた「七ツ目信仰」がある。これは、自己の生まれ年の十二支から七ツ目の十二支——子歳生まれなら午——の動物を絵像にしまつると、幸運を授かる、という俗信である。この七ツ目信仰は、現在すっかり廃れ、そればかりか、かつて存在していたという事すら忘れられている状態である。このため、七ツ目信仰を題材とした江戸時代の文学・美術作品の解釈をするのに、支障が生じている程である。

本稿では、江戸時代後期における七ツ目信仰の実態を、絵画資料も活用しつつ、紹介するという事に重点を置く。七ツ目の支獣は、一種の神であり、その加護を受けるために、前述の七ツ目獣の絵像の他、七ツ目獣をかたどった家具や小物なども用いられていた。

当時、月日や方位を表す十二支についての吉凶説では、ある支とその七ツ目の支の組み合わせを、縁起の悪いものとして断じていた。七ツ目信仰は、このような吉凶説

と根本的にくい違うものなので、人々の中には、なぜ七ツ目の獣を礼拝するのか納得のいかぬ者もいたようである。

しかし、このような矛盾を抱えていたにもかかわらず、七ツ目信仰は、特に安永・天明期を一つの山として流行した。七ツ目信仰が人気を集めた原因としては、時の人であった田沼意次が七ツ目獣を信仰していると噂されていた事が挙げられる。田沼家の紋は七星を表す❖であるが、これが別名「七ツ梅」と呼ばれており「七ツ目」を人々に連想させ易い素地をもっていた。

隆盛した七ツ目信仰の辺縁には、生年の支が七ツ違いである男女は相性がいいという俗説も新たに生まれた。

七ツ目信仰は根拠不明の俗信にすぎないが、これがかつて社会現象ともいえる程のブームを形成した事を考えれば、文化史上、現状の如く看過ごされてよいはずはない。

## はじめに

十二支は、中国で殷代に、一年間の各月を呼ぶための符号として考案され、次いで年・日・方位等を表すのにも用いられるようになったといわれる。十二支に十二種の動物がいつから結び付けられたのかは明確ではないが、後漢の王充による『論衡』巻三「物勢篇」に、「十二支の禽」という言葉が見え、子を鼠・丑を牛・寅を虎・卯を兔・巳を蛇・午を馬・未を羊・申を猴・酉を雞・戌を犬・亥を豕に当てはめている事から、現代日本人にもなじみ深い十二支獣の原型は、後漢の頃に成立したとみるのが定説となっている<sup>②</sup>。

このように、元来は順序符号であった十二支だが、實在（龍は例外）の禽獣と結び付いた形で伝わった事により、様々な俗信を生み出す事となった。そうした俗信は、現在でも一部名残をとどめている。

例えば、「巳歳生まれの者は蛇の性で執念深い」等、あたかも人間が、その生まれ年の十二支（本命<sup>③</sup>と呼ぶ）の動物の性質を生まれ付き帯びているかのように言い做す俗説を、現在も時折耳にする事がある。また、神社等に初詣に行くと、十二支獣の豆人形や根付を売っている事があり、各自の本命に当たる物を選んで御守りとするよう勧められたりする。

こうした例からわかるのは、現在、残存の俗説においては、一般に、十二支獣の内各人の本命に当たる獣がその人にとって最も縁の深い存在と見做されているという事である。

これに対し、江戸時代においては、生年の支を「一ツ目<sup>④</sup>」として数えて「七ツ目」に当たる十二支の獣（例えば子歳生まれの人の場合は馬）が、その人にとっての守護者である、とする俗信が盛んに行われていた。この本命から「七ツ目」の十二支獣についての民間信仰（本稿では以下「七ツ目信仰」と略称する）がいかに当時人心をとらえていたかは、こ

れに材をとった様々な絵双紙や錦絵等が製作・販売されていたという事からも確かにかが知る事ができる。

ところが、前述のように、本命の獣を重視する説の方になじみのある現代人は、——明治以降も諺や江戸時代語を扱う辞書類に「七ツ目」という項目が設けてあるにも関わらず——かつて七ツ目信仰が流行していたという事実を見落としがちであり、そのために、七ツ目信仰に基づいた江戸時代の作品を前にしても作者の意図がつかめず、作品の文化史的価値に気づかないことがある。

本稿では、まず、現在ではほとんど忘れられている七ツ目信仰が、江戸時代に確かに流行していたという事を確認する事から始めたいので、敢えて煩雑さを避けずに、文字資料・絵画資料を各種挙げる事にする。そしてそれを踏まえた上で、七ツ目信仰流行の時代背景等について、考察を試みたい。

尚、本稿では、江戸時代の世相についてあるがままに理解するための一助として、非科学的な迷信の類を取り扱うが、決して、それら迷信を肯定したり、その復活を助けようとしたりするような意図は持たないものである事を、念のためおことわりしておく。

### ①七ツ目信仰の諸相

七ツ目信仰についての解説は、現行の辞書類の「七ツ目」という項目において、或いは、翻刻された江戸時代文学の語注等の形で今までに度々なされている。それらの解説には各々表現に微妙な違いが見られるものの、ほぼ共通して、七ツ目信仰を、生年の十二支から七ツ目に当たる十二支の獣を絵や彫刻にして常に見ると運が開けるとする江戸時代の俗信と定義しているようである。この説明は簡にして要を得たものといえるが、本章ではこれを更に敷衍するべく、具体的な獣の絵姿や小物の

例を示すことにする。

これまでも辞書によっては、「七ツ目」という言葉の用例として江戸時代の文章や句を引いている事があった。<sup>(6)</sup>しかし、紙面の制約上、当然といえば当然かもしれないが、並列された断片的な各用例がどんなつながりを持っているかについては、明らかにされていない。本章では、七ツ目信仰の全体像を立体的にとらえるために、辞書等に示された以外にも新たに資料を加え、次のように四グループに括って提示したい。

七ツ目信仰は、今の所、いつ発生したのかについてはよくわからないが、一種の社会的現象としてとらえられるまでに流行したのは、おそらく明和以降と考えられる。明和以降にみられる七ツ目信仰の様々な形の中で、七ツ目の支獣の絵姿を壁に掛け、開運の守り神として祭るというスタイルが、最も正統的な形であると考えられる。この事を物語る資料を(1)(第一類)とする。

右の正統的なスタイルから、七ツ目の支獣と信仰者の間の距離感をもっと稀薄にした形として、七ツ目の支獣をかたどった品物を身邊に置くというスタイルが派生したと考えられる。それを示す資料を(2)(第二類)とする。

また、七ツ目の支獣を運の御守りとして尊崇するのみならず、七ツ目の支獣をその人の性質を支配する存在として拡大解釈した俗説も行われた。これに関する資料を(3)(第三類)とする。

その他、右の三種の形とは異なり、人の生年とは関係なく、お互い数えて七ツ目に当たる十二支の獣同士を対にして描き、縁起のよい物として喜ぶ風潮も生まれていたようである。それを示す資料を(4)(第四類)とする。

(1)七ツ目の支獣の画像を祭るといふスタイルについて

『増補俚言集覧 中』(太田全斎編、井上頼園・近藤瓶城増補、辞書)の

「七ツ目」の項に、「貞丈随筆」我生る年の支より七ツ目の支たとへば子年の生れならば午に當るに依て馬を畫て常に見れば福來ると云ふ説近年行なハる<sup>(7)</sup>とある。

『貞丈隨筆』は、伊勢貞丈(享保二(一七一七)～天明四(一七八四))が晩年まで書きためた考証隨筆を没後に門人たちが編集した書であるから、文中の「近年」とは天明四年以前を指す。伊勢貞丈は、天明四年以前の状況に鑑みて、七ツ目信仰の基本形態を、要するに七ツ目の十二支獣の絵姿信仰であるにとらえているが、後年の太田全斎(宝曆九(一七五九)～文政二(一八一九))もその解釈を七ツ目信仰の本質を言い当てたものと評価し、採用している。

このように、七ツ目信仰の基本形態を絵姿信仰であると理解は、七ツ目の支獣をかたどった小物その他が流行した後の時代まで維持されたりと、例えば、隨筆『南畝莠言』(文化十四(一八一七)年刊、大田南畝著、文宝亭編)巻一の三にも、「俗に己が生れたる年の十二支より七ツ目にあたるもの、形を画が、しむる事あり。」<sup>(8)</sup>「画が、しむる」とは画工に注文して描かせるの意)とある。

それでは、七ツ目の支獣を描いた物がどんな絵柄だったのか、確認する事にする。管見に入る限りで最も早い画証は、黒本青本『運附太郎左衛門』(安永元(一七七三)年刊、富川吟雪作・画)である。

主人公の運附太郎左衛門は勤勉な若者だが貧しい生活をしている。ある日、彼が手相を見てもらった所、「こなたハ午の年じや七ツ目のまもうをしんくすへし」と勧められ、折しも近くの開帳場で「うんのまもり」という看板を見つめる。その場面【図1】の本文に「其比てんてうさい文龍といふ繪師十二のまもりを書事おひた、しくはやりける 太良左衛門七ツめのまもりをかいでもろふ」、主人公のセリフとして「わたしハ午の年てござります とふぞうんのまもりをいたゞきとふてござります」、幼児を負ぶった母のセリフに「うんのまもりをかいませう 此子かほう

そうかるくするやうに」、老女のセリフに「わたしもまごの所へミやけにしませう」、男のセリフに「とふそ此まもりて一ノ富がとりたい」と記されている。

この文中の「〈テンチョウ〉斎文龍」とは、黒本青本時代に活動したと考えられている浮世絵師「文龍齋」を指している可能性もあると思うが、文龍齋自体が伝不詳の絵師なので傍証が得難い。

次の場面【図2】の本文には「それより太良左衛門ハはつけおきのおしへしとをり七ツめのゑとをもとめまいにち身をきよめおかミけり」、主人公のセリフに「なむしろねずめ大めうじんなにとぞふくをさづけ給へ」とふぞはやくかねもちになつてうミのおやたちへかねをおくつてしんぜたい 此くわんじやうじゆきめうてうらい」とある。

描かれた鼠の姿は、獣の姿そのままだが、主人公が鼠を「大明神」と呼び、神酒を供えている事から、神として扱っている事がわかる。従来の解説等では、七ツ目の支獣は神として定義されていないが、獣神である事が明らかである。

『運附太郎左衛門』は架空の物語だが、流行に敏感な草双紙というジャンルの性格からいって、当時の市井に、実際に七ツ目の支獣を描く絵師と、それを買って拝む者が居た事を反映しているものとみてよからう。草双紙は、毎年新春に売り出されるのが慣例であったから、安永元年刊行の本作の草稿は、明和末年頃に作成された事になり、従って、七ツ目信仰の流行は、既に明和年間に兆しが現れていたと推定できる。

尚、七ツ目の支獣の絵は、時には注文によって、夫婦や家族の七ツ目を一枚の紙の上に並べて描く事もあったらしい事が、咄本『江戸嬉笑』（文化三〜一八〇六）年序、楽亭馬笑・福亭三笑・古今亭三鳥合作、式亭三馬評）所収の小咄「画工」（三鳥作）からうかがわれる。その全文を引用する。

「画工の門口をずっと這入り、「おたのみ申します」「ハイ、どちら

から」「イエ、チトお願ひがござります。とふぞ墨絵を一枚、書いておくれなさりませ」「ハイ、なんぞお望みがござりますか」「アイ、猿と蛇と並んで居る処を、書いておもらひ申したい」「ずいぶん心得ましたが、しかし、おつな好みだが、これは何になります」「イエ、それは七ツ目でございます。私が申で、女房が已でござるから」「ハ、ア、聞こへました。そしてお子さまはござりませぬか」「イエ、ござりませぬ」「ハテ、惜しい事だ。寅に当る子供があると、鶴一疋ですみます」。

先に見た『運附太郎左衛門』の画中画の鼠は獣そのままの姿勢をとって描かれており、鶴で落ちをとるこの小咄でもおそらくそれと同趣の姿の画像を想定している可能性が高いが、安永末期から天明にかけて、七ツ目の支獣の絵を、人間のよう上体を起こし、宮廷風の礼装をした姿で描く動きもみられた。これは、七ツ目の支獣の神性を強調するために、古くから神像画の伝統として男神像を束帯姿で描く事があるのを、見習ったものと考えられる。

尚、七ツ目の絵姿以外に、頭部が十二支獣で体が人間という着衣の図像の例がないわけではない。薬師如来の眷族または分身と考えられる十二神将は、元来は十二支とは無関係の存在だが、十二という数の縁に依って、やがて十二支と結び付けられるようになり、十二支獣の頭部をもつ獣頭人身像として描き表される事があるが、それらの図像が身に付けているのは通常——道士に似た服を着た例外的図像もあるが——甲冑である。

十二支獣の束帯・衣冠姿の画像は、十二神将図ではなく、神像画に倣ったものだろう。

洒落本『大通俗一騎夜行』（安永九〜一七八〇）年刊、志水燕十作）では、猿が、みえつぱりな人間たちを批判して、「皆七ツ目と言ものを信向して我らがやうな猿に冠をかぶせ、犬に烏帽子を着せて其位に至ら

んと言天運循環を不<sup>し</sup>知<sup>ら</sup>よりして無利なる願<sup>ねが</sup>ひことをするぞをかしかれ<sup>れ</sup>」と述べるが、ここに言う礼装した猿や犬とは、七ツ目信仰の図に描かれた猿や犬を指すと考えられる。次にその種の画像の例を挙げていく。

黄表紙『人似小真根』（角書「七ツめ」と、刊年不記、推定天明二（一七八二）年刊、金中斎作・勝川春常画）の一丁表【図3】には、衣冠を着した猿の掛幅画に礼拝する男が描かれ、本文に「七ツめのゑとをまつる事あくしさいなんをよけさいわいある事うたがひなしと近年のはやりもの いわしのかしらもしんくから しゃうじきのかうへに神やどる その七ツ目をたてにして寅の春のしんはんにもだをかきちらしました」とある。文中の「正直の頭に神宿る」からも、この絵の猿が神として認識されている事が明らかである。

この東京都立中央図書館加賀文庫所蔵本は、上下二冊を合一冊とした改装本だが、原上冊の表紙の絵題簽を残して、見返に貼付している。絵題簽の絵柄は、一丁表に酷似している。下冊の絵題簽は残っていない。

この『人似小真根』は、『増補年表』以降諸年表では、安永七（一七七八）年に初版が刊行され、その後天明二（一七八二）年か三（一七八三）年に、文章・絵はそのままに、題のみ『十二支大通話』と改めて再版された、と考えられてきた。しかし、『人似小真根』一丁表に「寅の春のしんはん」とある事から考えると、この書を成歳である安永七年や、卯歳である天明三年の刊行とみなす事には無理があるといえる。

『日本書誌学大系48（1）黄表紙総覧前篇』（昭和六十一年刊、棚橋正博著、青裳堂書店）では、この点に着目して、『人似小真根』『十二支大通話』を共に天明二年寅歳に刊行されたものと推定し、正式書名の『人似小真根』に対して、『十二支大通話』の方は「その内容を鑑みて命名された仮題が一書の如く扱われたもの」としている。本稿でも、この解説に従い、『人似小真根』を天明二年刊とする。

【図4】として『十二支大通話』から一丁表の図を挙げておく。この

本（国立国会図書館所蔵本）も改装本である。原題簽は全く失われている。

尚、『人似小真根』『十二支大通話』を改作したものととして、享和三（一八〇三）年刊『枝支春の友』（角書「開運七ツ目」、喜玉作、黄表紙）がある。これは、原作の筋をそのまま生かし、全十丁の内、一丁表・八丁表・十丁裏のみ絵と文章を少しづつ変えたものである。一丁表【図5】には、享和三年亥歳に因んで、東帯姿の猪の軸装画を手にする男が描かれ、本文に、「世を千金といとなむ人もうきよ也 さつてこ、に松竹屋福右衛門といふ正じきもの有しが わが七ツ目のゑとうをまつり悪しきひなんをのがれさいわいある事うたかいなしと たとへのとうりいわたのあたまもしんくからといわひし事も正じきこのうべに神やとるとその七ツ目を立三して亥のはるのしんはんにもだをかきちらしました それより福右衛門ハたからふねをすきすやくとねいりける 亥春」とある。

このように改作物まで生まれた事から、『人似小真根』『十二支大通話』の人氣、ひいては七ツ目信仰物の人氣の程がうかがわれる。

黄表紙『冠言葉七目社記』（寛政元（一七八九）年刊、唐来参和作・喜多川歌磨画）の一丁表「自叙」には、「十二支を世界として、雙紙の趣向を立よと、薛蘿屋の主人の頼事を受合、（中略）綴いでたる注文通唐来参和誌 己酉はつ春」とあり、世情に敏感な書肆が、十二支の七ツ目に関わりのある作品を、「売れる」と見込んで作者に発注する場合もあったことがわかる。

この『冠言葉七目社記』の十四丁裏・十五丁表【図6】には、十二人の登場人物たちがそれぞれ正体を現し、十二支獣の形となって勢揃いするさまが描かれているが、全ての像が冠や烏帽子をつけ（鶏はトサカのみ）（例外）礼服を着した姿である。各像に添えた短冊形には、その前身が記してあり、例えば鶏は元「おさん」という女、鼠は元「らいがう

あしやり」である。この鶏と鼠について、本文に「にハ鳥ハ女 ねつミハほうづのはづなれ共 それでハ七ツめの守のやふでないゆへ大目に見ておくがよし」とある。つまり、鶏や鼠を女や僧の姿ではなくこのように描いたのは、読者の目慣れた七ツ目の尊像らしくみえるようにするためだといふのである。当時、七ツ目の支獣の描き方として、このような男性貴族用の礼装をした獣頭人身像で描く事がすでに定着していたとみてよいだろう。最終半丁（十五丁裏）【図7】には、「開運十二社」という額の掛かった鳥居が描かれ、本文に「じやうりの七ツ目ハ一冊の山にしてゑとの七ツめハ一代のまもりとなる故に十二支をかのごとくまつりこめ」と記されている事から、本作でもやはり七ツ目の支獣は神として扱われている事がわかる。東帯・衣冠等の礼装は、神（男神）である事の記号なのであろう。

尚、安永二（一七七三）年初演の歌舞伎『御撰勸進帳』（初世桜田治助作、江戸中村座）「一番目四建目」では、越前国気比明神社へ、富樫左衛門の立願のため、彼の「えとの七ツ目」である鶏を奉納（境内に放生）しており、この事からも、七ツ目信仰が神道系の信仰である事がうかがえる。

## (2)七ツ目の支獣の形の品物を身近に置くというスタイルについて

東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の写本『十二支十二月絵本』（成立年・著者不明）には、七ツ目の支獣を小さな紙に描いた物を懐中するという信仰スタイルが記されている。これは、七ツ目の支獣の絵を床の間に掛けて拜むというスタイルと、七ツ目の支獣をかたどった小物を身に付けるというスタイルの、中間に位置し、前者から後者が派生する際に橋渡しの役割をしたものと考えられる。

『十二支十二月絵本』は、ほとんど知られていない書なので、簡単に紹介しておく。まず体裁は、全十六紙を袋に折り、コヨリで二箇所を仮

綴にしたもので、表紙は元々付けられていないようである。一丁表（縦19.5cm×横12.5cm）は【図8】のようになっている。内容は、一月から順に十二月まで、各月を表す支（寅に始まり丑に終わる）を示し、同時に、その支で表される年に生まれた人の七ツ目の支獣が何であるかを述べる。例えば、一月については、「正月寅の月なれハとらより初る 寅年の生れの人ハ七ツ目申にあたるなり 七ツめ繪になし信すれハ必らず（しやワせよろしと古くよりいふ傳ることにて）」とある。挿絵として、一月は虎・二月は兎・三月は龍と犬・四月は蛇と猪・五月は馬・六月は羊・七月は猿・八月は鶏・九月は犬・十月は猪・十一月は鼠・十二月は牛が描かれている。各月を表す支獣の他、三・四月に限っては七ツ目の支獣の画像もみえる。この内で、一月の虎だけは衣服もつけず野獣として漢画風に描かれているが、二月の鼠像には「古画多くハ装束又衣冠在し図あり」という注記が添えられ、この月以降全ての支獣は東帯・衣冠姿で描かれている。例として四月の図【図9】を示しておく。

『十二支十二月絵本』は、著者自身専用の覚え書きではなく、内容からみて、人々に読ませる事を想定して記された物と考えられるが、月によつては極端に言葉少なでありアンバランスな感じがするので、出版用に書きかけた草稿かもしれない。以上、一応『十二支十二月絵本』という書について、説明を付した。

さてこの『十二支十二月絵本』の跋文らしい部分には、「生れ歳より七ツ目ニ當る物を繪きて平生に信カウし慎んで常懸の懸物に表具して信心し又ハ懐中なるよふニ小さく繪きもろうて信心すれハ必御めくミありて幸福を得ると云り信心あるへし」とあり、オーソドックスな掛幅画から懐中画が派生した事を示す証として注目される。

この、七ツ目の支獣の小図を身につけるといふ形は、七ツ目の支獣を紋にして着物に付けるという形にもつながっていったと考えられる。

京都を舞台とする洒落本『風俗三石志』（安永後半期）天明初年頃成立、

弘化元（一八四四）年刊、島中胸脈作）では、ある下級武士の妻が「ほんに只今は。かはつた紋が流行まして。鼠やら西やら。申のやうなものをつけますなあ。」といい、それに答えて、近所に住む「大粹がり」な下級武士が「それが七ツ目でござり升。私が七ツめは。此兎じや。御月さまをまねくつもりじや。」という。「月」には幸運を意味する「ツキ」が掛けてあると考えられる。七ツ目の支獣の紋は単なる洒落た飾りではなく、開運の御守りとしての性質を未だ保っているといえる。

以上の例は、七ツ目の支獣の小型画像の例だが、その他、『十二支十二月絵本』には、おそらく信仰者が七ツ目支獣の存在を常に自分の身近に感じるための便りとしてであろう、七ツ目支獣の形象を立体的に表した物品も用いられた事が示されている。六月の条に「六月ハ未の月なれ七ツ目丑に當る故に丑を繪の懸物に持て常に信心して福を得て大によるし。又ハ諸道具ニても丑の形あるもの甚よろし」とあるのがそれである。

他に、京都を舞台とする洒落本『虚辞先生穴賢』（角書「見脈医術」、安永九（一七八〇）年自序、刊年不明、福隅軒蛙井作）では、主人公の医者が或る遊女について、「いくつと問へば廿の一のといふけれど入り歯でひたひにしわがみへ縷高にひたひでにらむ紅鏡かな物には七ツ目でそれから年をくりみれば寛保頃の生れとおもはれ」と述べる。これは、女性の手周りの道具に七ツ目支獣の形をした金具が付いているという例である。

また、合本型往来物『女古状揃園生竹』（文政五（一八二二）年刊、高井蘭山著、謙堂文庫所蔵本<sup>21</sup>）の頭書部分には、「七ツめのえと、て午の年の人武士ハ子を以て腰の物の拵などに用ひ商家ハさげもの、根付などにすることあり」とある。

江戸時代の根付については、『根付の研究』（昭和十八年刊、上田令吉著、金尾文淵堂）第七章「根付の意匠」に、「武士階級以外の者は一般に煙草入に根付をつけて常に之を提げるといふ風が盛に流行したので、

勢ひ煙草入や根付に立派なもの、高價なものを競ふこと、なり、之に凝る者が非常に多くなつた。（中略）其の人の干支が子年であれば、煙草入や其の他のもの、意匠を全部鼠に因んだものとするとか、或は此の子年から七つ違ひの午を以て意匠とするとか、と説明されている。「七つ違ひ」についての記述は、何に依つたのか典拠等は記されていないが、『女古状揃園生竹』が伝える状況と同趣の事を述べているといえる。

現在、江戸時代に製作された根付を紹介する図録類をみると、必ずといってよい程、十二支獣の形の作品例が載っているが、七ツ目信仰と関わりがあると説明されている例は、管見に入る限りでは未だ無い。しかし、前掲の資料から考えて、それら十二支獣の根付の内には、元々使用者の七ツ目を表すために作られた物がきつと含まれているはずである。

### (3) 七ツ目の支獣が人間の性質を決定するという説について

本命の獣の持つ性質によってその人の性質が決定されるという俗説は、前述のように、現在も残っている。江戸時代においては、この俗説と並んで、人間が生まれつきその七ツ目の支獣と同じ性質を帯びるという俗説があった。これは、運を開き人生の将来を左右するという七ツ目の支獣の支配力の及ぶ範囲が、人間の誕生時までさかのぼって拡大解釈されてもいた事を示している。

例えば、『川柳評万句合』（明和八（一七七七）年刊、雜俳）所収の「七つ目が申でとん智もあらせられ」<sup>22</sup>は、天文十一（一五四二）年寅歳生まれの徳川家康について、七ツ目の支獣である猿の賢さを受け継いだせいで知恵者に生まれついたと言ひ傲している。

洒落本『天岩戸』（角書「滑稽」、寛政八（一七九六）年序、旭亭主人作、椒芽田楽による写本）では、名古屋（作者は名古屋の人）から伊勢参宮にきた男たちが、古市の遊廓に上り、次のような会話を交わす。

「**水**いかに神の居舁所だとして長峰のおやまのよふに紙を遣ふもねへ**水**

七ツ目が皆ひつじだろ<sup>(24)</sup>う」

当時の人々に羊は山羊と共に紙を食う動物として知られていた。遊女全員の七ツ目が同じであるはずはないので、<sup>(25)</sup>「七ツ目」は冗談であるが、世上で人の性質を評する時、七ツ目の支獣が引き合いに出される事が多かったらしい事を思わせるセリフである。

また、信濃国の遊里を舞台とした洒落本『鄙風俗真垣』(享和)文化頃成立か、作者不明、写本)では、客が遊女に次のように言う。

ほんにわつち杯は生れが子としゆへかとかく夜になると両方の目がはち／＼してねつからねむられねいニおめへはまた生れとしがたしかよくねる丑のとしでそのうへ生れ日が腹を辰の日又生れた刻限は客をさるの時だからろくなきやくはねいはづだホンニこんな事アあらそわれねいもんだ其しやうこはおめへ七ツ目がひつじだからとんと夜昼紙をくろうせうはい人となつたは

「紙をくろう(喰らう)せうはい(商売)人」とは遊女を指す。右のセリフは、人間が七ツ目の支獣の性質を負うという俗説と、本命の獣の性質を負うという俗説とが、併存していた江戸時代の状況をよく伝えている。

江戸時代の庶民に親しまれた『三世相』の類では、人の生まれた年の支・月の支・日の支・刻限の支が各々何であるかによって、その人の金運その他の運勢を断じているが、右の引用文中では、それが、年・月・日・刻限を表す十二支獣の性質によってその人の性質を断ずる、という俗説にすり変わっている。人の生まれ年の支獣は、いわばその人の誕生に立ち会う関係者ともいえるから、人が生まれて来る際に、父母の性質を受け継ぐのと同様に、本命獣の性質も受け継ぐとみる俗説には、俗説なりに、うなずける点もある。これに比べると、人の誕生とは直接的な接触を持たない七ツ目の支獣の性質を帯びるといふ俗説の方には、あからさまに不自然さが目立つ。おそらく、本命獣をその人の持つて生まれ

た性のシンボリック的存在としてみなす説の方が古くから行われており、江戸後期に至り七ツ目信仰が勢力を持つようになってから、七ツ目の支獣がその本命の支獣の説の中にまで入りこんで行ったのではないか。

#### (4)七ツ目の支獣を対にするという趣向について

従来の錦絵研究において、七ツ目信仰に対する認識不足からその存在意義を軽視されてきた作品群に、「七ツ目合」物がある。<sup>(26)</sup>これは、お互い数えて七ツ目に当たる同士の支獣の対(例えば鼠と馬)を、美人画の画中に、景物として取り合わせて描くという形式のものである。おのずから全六枚の揃物の形で版行される事になるので、一枚で完結している他の作品に比べて、版元は慎重にならざるを得ず、よほど売れるという確信が強くなければ、版行には踏み切りにくいはずである。その「七ツ目合」物が、管見に入る限りでも三回版行されているという事から、「七ツ目合」物を当時の人気作品として見直す必要があるのではないかと思う。

「七ツ目合」物の内、既に六図全ての所在が確認されているのは、喜多川歌麿筆「浮世七ツ目合」(森屋治兵衛版、大判錦絵)である。『浮世絵聚花3 ポストン美術館3』(昭和五十三年刊、小学館)巻末「喜多川歌麿作品目録(編集部編)によれば、制作年は寛政十一(一七九九)年と割り出されている。モノクロながら六図全ての図版を掲載している『ウキヨエ図典第13 歌麿』(昭和三十九年刊、渋谷清編、風間書房)に基づいて、各絵柄を簡単に説明する(仮に1〜6とする)

- 1 子午……竹馬(馬の首に、またがるための棒と手綱の付いた遊具)を持つ子供を抱く女と、ペットの白鼠を手の上で遊ばせる女
- 2 丑未……馬、及び術によって石に変えられる羊が描かれた屏風を見る女二人と子供一人【図10】
- 3 寅申……猿回しの猿を見る女と、虎を描いた衝立にもたれる男【図

11

4 卯酉……鶏を描いた衝立を背にして、首の動く兎の玩具を持つ女と、子供を抱く女【図12】

5 辰戌……狎を抱く女と、龍を描いた掛幅画を広げ持つ男

6 巳亥……竹細工の蛇を持つ女と、臥す猪を描いた団扇を持つ女【図13】

この「浮世七ツ目合」は、一・二図ずつ他の図録類にも収録・紹介されているが、それらの内で「浮世七ツ目合」と七ツ目信仰との関わりが指摘されたのは、ようやく『喜多川歌麿』展図録（平成七年刊、浅野秀剛・ティモシークラーク編、千葉市美術館）に至ってからである。左に、「浮世七ツ目合」の解説を引用する。

七ツ目とは七ツ目の干支えとの略で、子であれば午、丑であれば未というように、各人の生れた年の干支から数えて7番目に当たる干支をいう。七ツ目の干支は幸運を招くということで、これを絵にすることも広く行われた。また七ツ目の干支との組合せも縁起がよいとされ、この作品のシリーズ名と主題はそれに基づくものである。画中に絵画・玩具や動物で、七ツ目となる二つの干支を象徴する景物を入れた風俗画である。背景白雲母摺の6枚揃。

右の文中では「干支」を「支獣」の意味で用いているようである。背景が豪華な白雲母摺であるのは、このシリーズが売れる事を見込んで元手をかけたと解する事ができよう。

お互い数えて七ツ目同志である支の獣を組み合わせるとい形式は、七ツ目信仰の礼拝用画にはみられないものであるが、二支獣を組み合わせて描く事にどのような意義があつたのか。

当時生活に役立つ雑学的知識（迷信も含む）を満載した書として広く読まれた大雑書類をみると、例えば、人の生年の十二支を聞いてその人の年齢を割り出す場合に、一々指を折って数えなくても一目見てすぐわ

かるように、便利な早見表的な記事が時々載っている。「七ツ目合」物は、あるいはこの類の記事にヒントを得、各々の人の七ツ目に当たる支獣が何なのかを一目みて知る事ができるよう、早見表的な性格を期待して企画されたものなのではなからうか。

また、このような実用性の他、二支獣の組み合わせの絵柄には、縁起物としての性格も付与されていた事は、右引用文中にもある通りだろう。七ツ目の支（支獣ではない）同志の組み合わせを、相性のよい目出度い組み合わせとして喜ぶ風潮（後述）が当時生まれれており、その觀念上の組み合わせを、獣の姿を以て可視的に表現したものが「七ツ目合」物であるとも解釈できる。この「七ツ目合」物の購入者たちは、自分の生年とは関係なく、七ツ目の支獣が対になっている状態そのものを喜んだのであろう。

「浮世七ツ目合」は好評だったとみえ、同じ版元から、文化三（一八〇六）年以降に二代喜多川歌麿筆「青樓美人七ツ目合（間判錦絵）が版行された。「喜多川歌麿作品図録」には、所在が確認されている図として、「鶴屋内 菅原」という作品名のみが載っている。平成十年二月十日（三月一日に催された「大歌麿展（上野の森美術館）」に、「青樓美人七ツ目合 松葉屋内 粧ひ」（ライデン国立民族学博物館所蔵）と題する図が出品されていたが、これは「鶴屋内 菅原」と同じ揃の中の一図かと思われる。絵柄は、狎を抱く遊女の大首絵で、画面左上に巻物を開いた形のコマ絵があり龍が描かれている。「浮世七ツ目合」と異なり、二支獣の内、一獣をコマ絵で表し脇役に回している事から、もしかすると十二獣をそれぞれ主役とする必要上、十二枚揃の形で版行されたかもしれないが、今の所ははっきりしない。

この他、玉川舟調筆「風流七ツ目絵合（江崎屋吉兵衛版、大判錦絵）の内、「子午」の図が『東京国立博物館図版目録・浮世絵版画篇・中』（昭和三十七年刊）に、また「巳亥」の図が『秘蔵浮世絵大観二 大英博物

館Ⅱ(昭和六十二年刊、榑崎宗重編、講談社)に、ともにモノクロ図版として載っているのが知られる。「原色浮世絵大百科事典第二巻 浮世絵師」によれば、舟調の作画期間は寛政・享和年間とされるので、「風流七ツ目絵合」は、歌麿筆「浮世七ツ目合」と近い時期の作品とみることが出来る。「子午」図(図14)の絵柄は、手の上で白鼠を遊ばせる女の大首絵に添えて、画面左上へ、開いた巻物に馬を描いたコマ絵を配したものだが、この女性の像は、歌麿の「子午」図に描かれた女の一人(向かって右)と、ポーズ・着物の着付などが酷似している。また「巳亥」図は、幼児にはおずりする女の大首絵に、コマ絵として猪を描いた巻物を添えたものであるが、この幼児が手にしている竹細工の蛇の玩具は、歌麿の「巳亥」図にも景物として描かれている。これらの類似性から推して、「風流七ツ目絵合」は、歌麿の「浮世七ツ目合」シリーズに倣って製作された作品ではないかと考えられる。また、前出「青樓美人七ツ目合」のコマ絵は、この「風流七ツ目絵合」のコマ絵の模倣である可能性がある。

以上の「七ツ目合」物は、現時点では未だその所在も確認されていない図が多数あるという状態だが、その文化史上の価値が正當に認識され、今後調査研究が進められることを期待したい。

## ②七ツ目の十二支獸を尊ぶべき根拠

十二支は、年を表す以外に、月・日・方位等を表すのにも用いられてきた。古くから人々の間では、毎日の吉凶を知るためには暦が、また方位についての吉凶を知るためには方鑑が用いられているが、この暦や方鑑類では、十二支の一つの支にその七ツ目の支が対応している状態を、とりわけ「凶」と定めている。この説は人々の日常生活の中に深く根をおろしており、既に一種の社会通念にも近くなっていた。江戸時代後期

になって七ツ目信仰が急速に隆盛してきた時、古来行われているこの月日・方位に関する吉凶説にてらしてみても、何故七ツ目支獸が信仰の対象となりうるのか、違和感を覚える人々もいたようである。つまり、当時、七ツ目信仰は、ただ単なる典拠不明の俗信ではなく、通行の十二支の吉凶説と矛盾する大変不条理な新興の俗信としてとらえられていたという一面をもつのである。

### (1) 暦注と七ツ目信仰

日々の吉凶を表す暦注の一つに、「十二直」がある。「十二直」とは、或る日の支が、その月を表す支からみて、幾ツ違いに当たるかにより、その関係を建・除・満・平・定・執・破・危・成・収・開・閉と称し、それぞれ吉凶・禁忌を定めたものである。例えば一月なら、月の支「寅」に対して、寅の日は建・卯の日は除・辰の日は満・巳の日は平・午の日は定・未の日は執・申の日は破・酉の日は危・戌の日は成・亥の日は収・子の日は開・丑の日は閉とされる。

『暦日諺解』(寛政元(一七八九)年刊、柳精子著)の「十二直吉凶諺解」には、

破は 和調(中略) 十二支の相對するものなり たとへば正月八寅  
の月也 寅ハ申に對す ミな七ツ目なり 相對すればかならず  
戦ふ故に破と云 此日は罪人を殺し出陣漁獵服藥等にハ吉日也  
凡て善事にハ凶なり(28)

とある。一ツ目の支と七ツ目の支が「相對對す」とは、時間軸上からは理解しづらいが、各支が平面上の十二方位に配当されているさまをイメージしての表現かと考えられる。この、善事一般何をやってもうまくいかない日とされる「破」の日は、十二直の内でも最も運勢の悪い日として位置づけられる。

十二直は月日の十二支に関する吉凶説であるが、もしこれを年を表す

十二支の上にも応用して考えると、生年の支に対して七ツ目の支獣の絵や彫刻を用いる事は、吉どころかむしろ大凶という事になってしまふ。

やや時代の下る資料だが、『永代大雑書万曆大成』（角書「天保新選」、天保十三（一八四二）年刊）には、「破」の義にそのまま従いつつも、その中から七ツ目を信仰すべき理由を見出そうとした記述がみられる。

『暦日諺解』の記事と重複する部分もあるが、「破」の解説の全文を左に引用する。

破 此日ハ斗柄相衝とて月建から七ツ目の日なり 正月の建寅なれば寅より七ツ目ハ申なり それ物相向は闘た、かへば傷 破らる七ツめはいづれも相向てあらそひ闘ふなり た、かへば必ず破らる、故に斗柄相衝と八月建の寅と七ツ目の申と闘ひて申を破るといふ義也 故に破と名づく 此日ハ罪人を刑し師を出し漁獵し薬を飲そむる等に吉日なり 其外の事にハ悪日なり 用ゆべからず

○因に曰 俗に支の七ツ目とて寅の年ハ申を重んじ卯の年ハ酉を愛するハ相對て争ひ闘ふ支なれば是を愛し重んじて身にあらそひ事怪我過ちのなきやう月建と七ツ目と争ひ闘ふがごとく人とあらそひ闘ふべきからずとの誠なりとすべし<sup>(29)</sup>

つまり、ある支にとって七ツ目の支は元来敵対関係にある存在だが、敢えて自分の敵である支を尊重する事によって、他人と争ってはいけない事を常に自分に言い聞かせる効果がある、という。七ツ目信仰の基本精神についての、この逆説的な説明は、七ツ目信仰隆盛後に「破」の説との矛盾点が問題視されるようになった時点で付会されたという可能性もあり、七ツ目信仰発生当初から説かれていたものかどうかは疑わしいものである。

## (2) 方鑑と七ツ目信仰

方鑑には、方位の吉凶を司る八将神、すなわち太歳神・大将軍・太陰

神・歳刑神・歳破神・歳殺神・黄幡神・豹尾神についての解説が含まれている。

それによれば、八将神は、一年ごとの支に対して、その支の年はどの支の方位に座すかという事がそれぞれに決まっている。例えば、太歳神は、毎年、その年の支と同じ支の方位（例えば子歳なら北）に位置し、また大将軍は亥・子・丑歳は酉の方位に、寅・卯・辰歳は子の方位に、巳・午・未歳は卯の方位に、申・酉・戌歳は午の方位に位置する、というように各々違った法則性を以て移動をする。

『方鑑精義大成』（角書「家相必用」、享和四（一八〇四）年刊、松浦久信著）より、歳破神の解説を次に引用する。

○右太歳位の對方にハ毎年歳破巡て（中略）百事大凶方位と成るなり（中略）

□太歳の所在子年ハ子の方丑年ハ丑の方寅歳ハ寅の方にあ餘もこれに在らざるなり

（中略）歳破の所座ハ一歳中大歳に對し向ふて衝破らる、の方なり故に歳に破る、の号あり<sup>(30)</sup>

この文中に「七ツ目」という語は直接用いられてはいないが、太歳神の位置する方位から一八〇度の方位——いわば、その年の支に対して「七ツ目」の支が表す方位——が歳破神の座す所であり、大凶とされている。ところが、十二方位の内一八〇度の開きのある二方位が相対するという事を、方鑑のように「対決する」状態とは考えずに、礼儀正しく対面している状態としてとらえ直す事によって、七ツ目を信仰すべき理由を説明しようとした例がある。

読本『統新斎夜語』（安永八（一七七九）年刊、梅臈館主人作・路朝画）卷三の七「醫官某 劔相并七ツ目の支象を難す」には、ある大名家に仕える老医がその家中の者に、徒らに縁起をかつぐ事のないよう教訓する場面があり、作者はこの老医の口を借りて、七ツ目信仰について次の

ような見解を述べている。

近世生れ年より七ツ目の支象を常に見る時は立身するとて。我人は座右の玩物に求め。甚敷は牛馬に衣冠を着せしめて。壁上に顔する有。何人の傳。何れの書に在と云事も未聞かず。是も愚に按ずるに十二支を十二方に配して七ツめは正對也。子の午に向ひ。卯の酉に對するが如し。然れば正位を失はざるの標示にして礼に立ときハ必方を正くして君に疑はしめずと云か如く。其瞻視を尊するの意ならん。是も其支象の正對を見ながら己か行ひ正道を失ひたらんには何の益か有べき。しかのみならず畜身に人服を画ける事。官服を穢し人面獸身を標するに似たり。其上畿内の地にては生年の支象をもて右の説をなすを思へば。是も水土に依て異なるにや甚覺束なし。<sup>(32)</sup>

文中の「支象」とは「支獸」と同義である。この作者は、七ツ目の支獸に神性を認めておらず、衣冠を着した様式の画像に対し批判的である。七ツ目信仰の意義について作者の所説をまとめると、十二方位の内、子と午、卯と酉等、七ツ目同志の二支はお互い真直に向き合う位置関係にあり、相手に対して礼にかなった視線の注ぎ方をしてるので、これに倣って人間も七ツ目の支獸に常に向かい合い注目するのが礼儀正しい態度であるという。ここでは、七ツ目信仰が礼法の訓練であるかのように説明されている。

相手と対面する際に視線を脇に外らしたりせず真直に注ぐのを良しとする考え方は、おそらく「礼記」の「曲礼下」の「凡視、上於面、則敖、下於帶、則憂、傾則姦。」(凡そ視ること、面より上れば則ち敖り、帯より下れば則ち憂へ、傾けば則ち姦あり。)(通釈、およそ視線が相手の顔よりも上にいつては傲慢となり、帯より下に(伏し目に)なつては、心に憂いがあるように見え、また頭をかしげて脇見をするのは、良からぬ思いを抱くように見える。)<sup>(33)</sup>にも基づいているのではないかと思われる。

この作者の以上の説は、七ツ目支獸の絵像を壁に掛けて常に「見る」という基本的スタイルを念頭に置いて説かれている。一八〇度開いた方位を表す二支のように、七ツ目支獸と人間も対面すべきだとしているが、対面する両者の間には特に上下関係はなくお互いに礼を尽くし合うかのように述べられており、あたかも七ツ目支獸の方からも人間に対し敬意のこもった視線を投げかけるかのようにうけとれる説である。

七ツ目を尊ぶべきわけを説明することは非常に難しい事がうかがえる。

### (3) 附…本命の獸を尊ぶ説について

先に引いた『統新斎夜語』では、畿内、すなわち山城・大和・河内・和泉・摂津の五国においては、七ツ目の代わりに本命の支獸に礼をつくすのであつて、地域によつて尊ぶ支獸が異なるようだと述べているが、本場に当時の畿内では七ツ目信仰が行われていなかったのだろうか。この事を確認するために、特に(3)を設ける事にした。

『義太夫年表』等に依れば、『統新斎夜語』に先立つ安永四(一七七五)年二月に、大坂竹本座にて、浄瑠璃『東海道七里艇梁』(近松半二・栄善平・八民平八作)が初演されている。この三段目には、謀反の連判状に、伊勢国の城主・今出川家の用いる龍の判が押されている事をとがめられた家臣の者が、主君のために反駁する次のようなセリフがある。

主人代々龍の判を、先祖より用ひ來りし處、只今の左馬頭世を継砌、さる相者に人相を窺はせしに、龍の判は殿の性に相應せず、必其身に禍有べし、但し卯の年の生れなれば、此十二支より七ツ目の鶏を寵愛し給はゞ、御壽命長久安穩たるべしと、相者が占ひの表にまかせ、御覽の如く、居間の天井建具迄、鶏を畫かせ彫せ、其外手廻の道具迄残らず、鶏の形を用ふ、別して判は其身の尸、第一の謹なれば、此時より改めて鶏の判を用ひ、身に不吉成龍の判は、其時疾に焼捨たり、其事を知らずして、今出川家は龍の判と見聞傳へ、能加減

に拵へたは、必定主人に意趣ある奴、<sup>34)</sup>

今出川家の居城のある伊勢国は畿内ではないが、五畿に隣接する国である。そして、その今出川家の物語が上演された場所が大坂竹本座であるという事から、畿内でも江戸同様に七ツ目信仰が行われていたのは確実とみてよいだろう。

その他『統新斎夜語』のすぐ後に京都で書かれ刊行された洒落本『風俗三石土』(安永後半期か天明初年頃成立、弘化元(一八四四)年刊)や『虚辞先生穴賢』(角書「見脈医術」、安永九(一七八〇)年自序、刊年不明)は共に京都を舞台とする作品だが、これらの中に七ツ目信仰にふれた部分(前掲)がある。また、畿内以外の資料として、名古屋で書かれ伊勢を舞台とする洒落本『天岩戸』(角書「滑稽」、寛政八(一七九六)年序、写本)、信濃を舞台とする洒落本『鄙風俗真垣』(享和)文化頃成立か、作者不明、写本)にも、七ツ目信仰に関する記述(前掲)がある。これらの例から総合的に判断するに、七ツ目信仰の流行は、江戸や五畿のみならず、広く日本各地に及んでいた、という表現が可能のようである。

そうだとすると、『統新斎夜語』が、畿内では七ツ目に代わって本命の獣を尊ぶならいであると、わざわざ記しているのは、何らかの特別な意図があつての事ではないかと疑つてみる必要があるであろう。

正保三(一六四六)年戌歳生まれの五代將軍徳川綱吉は、周知の通り、あらゆる生物の内でもとりわけ自らの本命の獣である犬を愛護する政策を打ち出し、また遺品の犬型湯たんぽ(日光山輪王寺所蔵)が物語るように身辺の道具類にも犬の形の物を愛用したが、このような本命獣尊重の姿勢は、元はといえば全て僧隆光の進言<sup>35)</sup>から始まった事であつた。その隆光の出身地が、大和国である。従つて、綱吉の犬愛護令は、畿内(出身者)に端を発した本命獣信仰、<sup>36)</sup>と言ひ做すことができなわけではない。

『統新斎夜語』の作者が、実際に当時の畿内において、特に本命獣信仰だけが行われていたわけではなかったにも関わらず、敢えて、行われていると書いた裏には、龍僧隆光の過度の本命獣尊重の態度を、それとは名指さずして諷刺しようとする意図があつたのではないかと考えられる。

右の点に留意せずに読むならば、『統新斎夜語』刊行当時、畿内では専ら本命獣が、また江戸近辺では専ら七ツ目支獣が信仰され、東西の断絶があつたかのような印象を受けてしまうが、実際はそのような地域間格差はなく、前にも述べたが、七ツ目信仰は当時全国各地で流行していたのである。

尚、本命獣尊重説は、七ツ目信仰のように一時的にブームを形成する事もなかつた代わりに、現在まで細く長くその尾を引いている。

### ③ 田沼意次と七ツ目信仰

江戸時代の(「現在の」ではない事をことわっておく)一般的知識であつた月日・方位を表す十二支についての吉凶説からは、およそ説明のつかない七ツ目信仰なるものが、一体何故大流行したのか。流行の最盛期と考えられる時期が、所謂「田沼時代」と重なっているのは、単なる偶然なのであろうか。

#### (1) 田沼意次に関する風説

田沼意次は、享保四(一七一九)年、もと紀州藩の足輕から身を起し八代將軍徳川吉宗の小性となつていた意行を父として生まれ、十代の時から世子家重の小性を務め、その後九代將軍家重・十代將軍家治に仕えて順調に昇進を重ねていった。全盛期は、安永元(一七七二)年一月に老中職について以降、天明四(一七八四)年三月に息子意知が江戸城

中で佐野善左衛門に刺され死亡する頃までの期間である。(この後まもなく天明六(一七八六)年八月に老中職を辞している。)

田沼意次が劇的な立身出世を遂げ、老中として勢力をふるうさまを目の当たりにした同時代人たちは、驚きと羨望を込めて田沼意次を話題にし合ったに違いない。彼らの間には田沼意次にあやかろうとする風潮が生まれ、日用品に「田沼」という名を冠したものが好んで用いられた。

例えば、随筆『撰陽奇観』(浜松歌国著、写本)巻三十九の天明年間の記事の中に、「田沼島といふもの流行 天明中田沼主殿頭天下之大老たり 大名の緋ありといふ心にや」とある。図【図15】を見ると、線の細い縞模様をベースに、下駄の菌型に似た緋模様が散らしてあるが、このベースの縞模様は天明初期に流行した「大名縞」と称するものだろう。「緋」には、他人の上前を意味する「掠り」が掛けてあると思われる。

また、随筆『嬉遊笑覧』(文政十三(一八三〇)年自序、喜多村信節著、写本)「巻二中 器用」には、「させるは池の端の住吉屋清兵衛が田沼ばかりとも出世張とも云るがはやり」と記されている。住吉屋では、その煙管を所持すると田沼意次のように立身出世できるなどという事を、うたい文句として、客にすすめたのではないかと思われる。

また、随筆『賤のをだ巻』(享和二(一八〇二)年自序、森山孝盛著、写本)には、懐中用のちり紙入について、「此はな紙さしにも品々工夫出来て、中の所へ又一ツ浅き口を付て、楊枝などを入る、是を田沼掛と云り、田沼主殿頭殿用ひと述べている。始められしとぞ」

このように、大衆は「田沼」の名を冠した物を身に帯びる事によって、いわば時代の気分を味わっていたと思われるが、それだけでは飽き足らず、何故田沼意次があれ程の大出世を果たす事ができたのか、その秘訣を知りたいと願ったようである。現代とは異なり、生まれ落ちた時から既に人生のコースが規定されてしまっている身分制社会において、一代の内に一気に出世の階段を駆け上げるためには、本人の才能・努力以外に、

とりわけ強力な運に後押しされる事が是非とも必要であった。そこで、大衆の興味は、いきおい、どのようにして田沼意次が運を掴んだのかという点に向かつてゆく事になり、それをうけて様々な風説が流れた。

例えば、随筆『むかしばなし』(文化九(一八一二)年成立、只野真葛著、写本)には、かつて天草城落城によって公儀の手に渡り、以来秘宝とされていたという不思議な玉——卵よりやや大きく、人肌程の温みを持ち、ふわふわと柔らかい玉——をどのようにしてか田沼意次が手に入れ、この玉の力によって「めきめき」と立身したのだという、誠に神秘的な風説があった事が記されている。

この他に、田沼意次は日頃から撫で牛や七ツ目の支獣を信仰しており、その功験あつて栄えた、とも伝えられた。随筆『譚海』(寛政七(一七九五)年自跋、津村正恭著、写本)巻十一に、

○田沼主殿頭殿銀にて牛を拵て側に置、平日呪文を唱て撫でらる、。當時立身並なく老中に迄昇進ありし故、専ら世間に行れて、呪文唱る譯は知らぬ人も、牛を拵へて撫でる人多し。此呪文を察するに、大威徳明王(42)の陀羅尼成べし。又十ヶ年来此かた、我生れたる年のえとよりかぞへて、七ツ目にあたりたるものを繪に書て、平日壁に懸置ときは、立身するよしにて、七ツ目のえといふ事専ら行る、事也。とかく顯位の人のする事は、行れ安きものにや。(43)

とある。撫で牛信仰は元々、天神社内に置かれていた菅公愛用の牛の像を撫でると運が開ける、といわれたのが始まりであつて、田沼意次以前から行われていたものだが、(44)『譚海』では、撫で牛流行のきっかけを、田沼意次の立身出世ぶりに仮託して伝えている。また七ツ目信仰については、この記事の書かれた天明七(一七八七)年より十年程前、則ち安永六(一七七七)年頃から世間で流行しているとし、全て顯位の人(田沼意次)がするのを真似ての事だといふ。

しかしながら、——撫で牛の方はさておくとして——この『譚海』の

意図的に人名をぼかしたともとれるような書き方の記事から即、田沼意次が本場に七ツ目の支獸を信仰していたものと判断してよいのだろうか。右の記事の中で、亥歳生まれの田沼意次の七ツ目が蛇であるという事が、全くふれられていないという事も気になる。田沼意次と七ツ目信仰について、随筆『後見草』巻下では、次のように記しているのが注目される。

又此の比世の人、己が支干の七ツ目に當れる物の形ある物常に愛し翫ぶ時は、はからざるの幸を得る事ありと申觸らしたり、此の殿子の年の御生れにて七ツ目午の年に當り給ふの由、人々傳へ聞き、太刀の金具より、掛物屏風の類ひに至るまで、物の上手が作り出せる馬の形あるものは、一々取りて参らせしにより、皆此殿の御家に集りぬ、<sup>(46)</sup>

この引用部分より前にある文章を承けて、「此の比」とは天明四（一七八四）年を、「此の殿」とは田沼意次を指す。前述の通り、田沼意次の七ツ目は馬ではない。<sup>(47)</sup>もし田沼意次が本場に七ツ目信仰を實踐していたのなら、彼は馬ではなく蛇型の物品に囲まれていたはずである。はたして、蛇の形と馬の形とが取り違えて伝えられるなどという事があり得るだろうか。田沼意次がもし馬型の品々を本場に収集していたのだとしても、それは七ツ目信仰とは別の何らかの理由によつての事だろう。田沼意次が七ツ目信仰を實際に行っていたかどうかは、非常に疑わしいところである。

## (2)七曜と七ツ梅

その真偽のほどはともかく、田沼意次が同時代の人々から、七ツ目支獸の信仰者と噂されていた、ということとは興味深い。田沼と七ツ目信仰とが、大衆のイメージの中で結び付き易かったのは何故だろうか。その謎を解く鍵として、田沼の家紋に注目してみたい。

田沼の家紋は、一個の円の周りを六個の小円がとりまく形をしており、

円一つが星一つを表し一般に「七曜」と呼ばれる。天明頃の大衆にこの田沼家のシンボルはよく知られており、着物の模様として「田沼島」だけでなく、七曜の模様も流行した程であった。その事は、『後見草』巻下に、

唐土、阿蘭陀の商人ども、日本にては七曜の模様附たる物こそ能備に成ぬと心得、其模様付たる織物、着物の類積来る事多し、是は此殿の御家紋七曜なるが故なれば也

とある事からもうかがえる。（文中の「此殿」は田沼意次を指す。）ところで、この七曜をシンボルとするのは、田沼家のみではなかった。『日本山海名産図会』（寛政十一（一七九九）年刊）巻一「摂州伊丹酒造」の巻末【図16】に、「伊丹筵包の印」として、二十二種が紹介されているが、その中の一つに、田沼の家紋と同じ形の❀というマークが見えている。

これは、江戸へも船便で送られて来ていた伊丹産の銘酒「星の井」の商標である。考証随筆『瓦礫雜考』（文政元（一八一八）年刊、喜多村信節著）巻下には、

酒造るに用ふる井はかならず其辺に山ありて、井のかたはらに樹木なく、夜星の影おほく移るは水の性はげしくてよしといへり、五雑組にも、泉列則酒香といへるが如し。故に摂津国伊丹にて造るよき酒に、星の井と名づくる酒あり、俗にこれを七ツ梅といふ、〔割註〕樽つゝみたるむしろに、七星をしるしにつけたるが、うめばちといふもんのかたち似たる故なり。「星の井は井によりて名づけたる也、星のかけよくうつる処かならずよき水出ゆゑに、井を鑿に先是をこゝろみ定てほるといへり、<sup>(50)</sup>

とある。この記事によれば、「星の井」商標❀は、本来の意味としては、良質の水をたたえた泉の水面に映る星々を表すものであったが、その形が五弁の花びらをもつ梅の花を圖案化した梅鉢紋❀に似ているた

めに、俗に「七ツ梅」という名で呼ばれたといふ<sup>51)</sup>。

例えば、洒落本「翻草盲目」(角諸「空来先生」、安永九(一七八〇)年刊)<sup>52)</sup>、腐脱散人作)の文中の七曜のマーク【図17】に「な、つむめ」という振り仮名が付いている事からも、この俗称が広く用いられていた事がわかる。

このように、田沼の家紋として以外に、七曜の図形が、銘酒の商標としても人々の目にふれており、「七ツ梅」と呼ばれていたという状況があった事を考えれば、その俗称に引きずられて、田沼家の七曜もまた「七ツ梅」と呼ばれる事があつたとしても不思議ではない。

黄表紙「悦 鼠肩蝦夷押領」(天明八(一七八八)年刊、恋川春町作・北尾政美画)十一丁表【図18】には、「是ハ出世小もんと申ましてこと

の外はやります」と言つて客に布地を見せている呉服屋が描かれている。前にふれたように、煙管の「田沼ぼり」を別名「出世張」と称した例もある事から、セリフ中の「出世小もん」が田沼に関係のある小紋である事は疑いなく、実際呉服屋の手にする布の柄を構成している図形は、田沼の家紋に似ている。しかしこれが七曜そのものの形で描かれているわけではない事に注意したい。『新日本古典文学大系83 草双紙集』(平成九年刊、岩波書店)の脚注(宇田敏彦)にも、この柄について、「絵は当時流行の染柄、田沼の紋所七曜に似せて描く。」という説明がなされている。それでは紋の形をどのようにアレンジしているかといえば、中央の星をそのまま残し、周囲の六星を波打つ線で結んでいる。この図形は所謂「光琳梅」に似ており、梅花の一種とみなす事ができるが、花卉の数が五弁より多いように思われる。もしかすると、これは、田沼の家紋を花卉六枚の梅花の形とみなした所から生まれた模様なのではないか。そうだとすれば、田沼の紋が別名「七ツ梅」と呼ばれていた可能性はいよいよ高いと思われる。

尚、この「七ツ梅」は、平仮名表記の場合、「な、つうめ」と書かれ

る例がないわけではないが、「な、つむめ」と書くのが通例である。その「な、つむめ」の読み方(発音)は「ナナツンメ」であったようだ。

洒落本「通言東至船」(文化初年の刊行が、作者不明)の「序」は、有名な酒の産地・業者・銘柄を織り込んだ戯文で書かれており、その中に「七ツン目位で足もとはよろ／＼」とある。文脈上「七ツン目」は、盃七杯目を意味する「七つ目」をもじつて、銘酒「七ツ梅」に通わせたものと考えて間違いない。この「七ツン目」の音「ナナツンメ」はすなわち「七ツ梅」の読み方(発音)を表しているよう。

つまり、田沼の家紋は、別名「七ツ梅」とも呼ばれる形であり、「ナナツンメ」の音は、「ナナツンメ」という発音に似ており、「七ツ目」という言葉を連想させ易かつたのではなからうか。

このような「七ツ梅」と七ツ目信仰とのつながりを暗示する興味深い資料として、黄表紙「明矣七変目景清」(天明六(一七八六)年刊、山東京伝作・北尾政演画)がある。作品の大筋は、平家の遺臣悪七兵衛景清の目玉(平家滅亡後、源氏の栄える世の中を見たくないという理由から、景清が自ら両眼をえぐり出し盲目となった物語は、浄瑠璃・歌舞伎等でも知られる)が、景清に代わって源頼朝を討つべくつけ狙うが、やがて頼朝の偉大さを理解して、復讐をあきらめ、平和を訪れる、というものである。

九丁裏・十丁表の場面【図19】の本文に「よりとも公目のそうどうおさまりければ目といふ字を七ツかいてかやば町のやくしへはうのうし給ふ 七ツ目御うんの守これなり」、最終半丁(十丁裏)【図20】の本文に「重忠目かづらといふものをくふうしだしこれをよしはらのたいこもち目吉につたへける 今さしきげいにする七へんめといふはこれなり」とある。

「七ツ目御うんの守」から何故座敷芸「七へんめ」が引き出されてくるのか、この展開の理由については後でふれる事にし、ここでは、「七

ツ目御うんの守これなり」とこじ付けられている絵馬に注目したい。

「七ツ目御うんの守」とは、本来は七ツ目支獸の絵像を指す言葉であるはずだが、この絵馬には七つの平仮名の「め」が書いてある。これは、薬師如来に眼病平癒の立願をする際の祈りとして、二つの「め」の字を向かい合った形に書いた（向かって左の「め」は鏡文字になる）絵馬や、「病ん眼」に引つ掛けて人の眼を四対または八対描いた（縦一列に描く場合や、二列に描く場合がある）絵馬を奉納する事を踏まえ、それらの絵馬の様式をパロディー化したものと考えられる。絵馬の右側余白に小字で「御えと」とあり、「め」が七つで「七ツ目のえと」を表している。

この七個の「め」の字の配列のし方をよくみると、中央の「め」を六個の「め」がとり囲み、ちょうど❁の形を作っている事に気付く。これは「七ツ梅」の紋の形を、七個の「め」で表現したものと考えられる。つまり、「明矣七変目景清」においては、「七ツ目」信仰と、七つの「め」と、❁<sup>ナツメ</sup>とが、全て一本の連想の糸によってつながり合われているという事ができる。

この『明矣七変目景清』の刊行は、田沼意次の老中辞職（八月）直前の天明六年一月である。当時の大衆がよく目にしてきた老中田沼の家紋❁には、このように連想的に七ツ目信仰と結び付けられ易い素質があったという事である。とすれば、大衆の中に両者を直結して、「田沼意次は七ツ目信仰を実践している」と思った者が存在したとしても、そう不思議ではない。七ツ目信仰はすでに明和年間において流行の兆しをみせていたが、所謂「田沼時代」に入ってから、時の人・田沼意次をその信者と言い做す噂が生じ、その噂に後押しされる形で、加速度的に各地にも広がっていったのではなからうか。

### (3)「七ツ目」と「七ツ眼」

『明矣七変目景清』では、「七ツ目御うんの守り」という言葉から、眼めかずらによって人の眼の表情を色々に変えてみせる座敷芸「七へんめ」を導き出しているが、これはただ数字「七」の縁だけによる連想ではない。

『明矣七変目景清』より後年になるが、滑稽本『即興跡引上戸』（文化三へ一八〇六）年刊、十返舎一九作）では、この座敷芸を「開運七ツ目」と呼んで、紹介している。（【図21】【図22】）まず眼かずらの作り方や、人前で披露する時のコツ（眼かずらを重ねて膝の下に隠し、うつむいて口上を言う間に掛けかえる等）を述べ、次に「目かづらの口上并圖」として、眼かずら各種とそれに応じた口上を示している。第一番目に用いる眼かずら「灸の目」の口上は次の通りである。

是ハかいうん七ツ目と申すおもひつきでござります  
 亥の年でござりますバ亥の日るのときにるの目をすへますと万病  
 をのぞくと申事でござりますからきうじをいたしませう コレおな  
 べんどぶぞおめへちよつくりすへてくんな そのかハリうめへも  
 のをおごりやせう サア／＼ゑいかコレいつけたらいつけたといつ  
 てくんなヤアもふいつけた こ、がしんぼうどころだア、コリヤへ  
 アツ、、、、

口上の内容そのものは、全く七ツ目信仰とは関係がないが、眼かずらの「へんめ」という音の縁によって、口上の中に「開運七ツ目」という言葉が挿入されている。

『明矣七変目景清』の終盤において、「七ツ目御うんの守」から「七へんめ」の芸へと話が展開する理由について、『現代教養文庫1108 江戸の戯作絵本 続巻（二）（昭和六十年刊、社会思想社）「解説」（中山右尚）』では、右の『即興跡引上戸』所載の「開運七ツ目」の口上を引きながら、「もし、これが一九の創作でなく天明から文化頃まで受け継がれていた

口上とすれば、京伝が「七ツ目御運の守り」から落ちを目吉の七変目でとった連想が納得されるだろう。」と述べている。前述のように七ツ目信仰の最盛期は安永・天明期であるから、文化年間に入ってはじめて「七変目」の芸と「開運七ツ目」が結び合わされたとは考え難く、従って、「明矣七変目景清」執筆時には既に座敷芸「七へんめ」の口上に「開運七ツ目」という文句が使われていたとみてよいように思う。

『明矣七変目景清』に先立つ享和二(一八一八)〇二(一八一八)年刊の黄表紙『吞込(ののみこ)多霊宝縁起』(角書「諸色買帳」、山東京伝作・歌川豊国画)には、眼かざらそのものは出て来ないが、眼かざら七つ縦に並べたものと解される一図があり、これを「かいうん七ツ目の一ちく」(図23)と呼んでいる。この事からも、眼かざらの芸を「開運七ツ目」と称するのは一九以前から行われていた事であるといえる。

眼かざらの「眼」(普通名詞)と、十二支の「七ツ目」の「目」(接尾語)とは文法的には全く別個の、性格の異なる言葉であるが、このように、江戸時代の大衆は両者を同じ響きの「へんめ」に還元し、眼から目を、また目から眼を、自由に連想して楽しんでいたものと考えられる。

既に先程「明矣七変目景清」九丁裏・十丁表の場面において、❀の呼び名「七ツ梅」と「七ツ目」信仰とが結び付けられていると考えられる例をみて来たが、その一方で、田沼父子に関する落書の中に、「七ツ梅」から、「七ツ目」ならぬ「七ツ眼」を連想している例があるので、次に挙げる。

『古今百代草叢書』(天保十(一八三九)〜弘化二(一八四五)年の間に四代目東流庵祐山編、写本)巻八の五十四丁表に、「七眼小蔵」と題する落書(図24)が収録されている。<sup>(56)</sup>これは意次の息子山城守意知が、天明四(一七八四)年三月二十四日、佐野善左衛門に斬られて血を流す姿を、七ツ眼小僧という化け物に見立ててからかったもので、本稿図版はモノクロであるが、原図の血の部分は朱で書かれており生々しい印象で

ある。その顔面には、家紋の七曜の星が七個の眼と見立てられており、腹部に「七」の字が記されている。詞書として、

山城院殿中劔難血五位下大山土

天明死太刀年三ヶ血二十四日

是ハ遠州相良の城に近年住たる化物 目が七ツ肩先両股に口三ヶ所 諸人の金銀才宝を取喰多くの人をなやましひたいに角三本 誠に親の因果が子にむくい此度御當地に於て打留ました善左衛門のはなしのたね サア〜御老中ウ〜

また、『江戸時代落書類聚』(大正四年成立、矢島隆教編)巻十所収の「化物」と題した落書では、田沼意次を「まいないつぶれ」という化物にたとえ、「眼七ツにて金鉄の如し。」と説明している。

先程述べたように、江戸時代の庶民にとって、人の「眼」と七ツ目信仰の「目」との境界線は、文法的分析に慣れた現代人に比べ、ほんやりとしていた。従って、大衆から「七ツ眼」に見立てられた田沼の家紋は、また同じ大衆によって、「七ツ目」信仰とも結びつけられたであろう事は疑いない。

#### ④七ツ目の支に関する俗信

本稿では、七ツ目の支獣の画像を礼拝するスタイルを、七ツ目信仰の基本形式と位置づけた。七ツ目信仰は、我が国で古くから十二支が各支獣と密接に結び付いていたからこそ起こり得た、獣神信仰である。

ところが、七ツ目信仰の周辺には、鼠・牛・虎などの十二支獣を、子・丑・寅などの十二支に戻し、その支同志の間に七ツ目の関係が成立した場合に、それを吉兆として喜ぶ、という風潮が生まれていたようである。信仰の対象である支獣の形象や性質等を念頭から去って、支同志の間隔

が七ツ目である状態を珍重するという形は、七ツ目信仰の影響から生まれて来た俗信として位置づける事はできても、七ツ目信仰そのものに含める事はできない。そこで短い一章を特に設けて別個に扱う事にした。

黄表紙『いろは短歌』（角書「教訓善悪」、寛政十一～一七九九）年刊、柴田亭作・子興画）は、白魂（善い魂）に導かれる徳蔵とは対照的に、黒魂（悪い魂）に馮かれた牛蔵が、遊里通いなどによって次第に墮落してゆくが、心学の先生の教えによって改悟するという物語である。最終半丁（十丁裏）の本文に、「うしぞう八道場先生のきやうくんにて心のかもりをミがきたてたる玉のはるうしぞうが七ツ目ひつじのはるうんひらくはるそうしとこじつけけるぞめでたけれ」とある。ここで作者は、主人公牛蔵の本命の丑（名前の「牛」により丑歳生まれを暗示したつもりらしい）にとって、七ツ目の支である未が、今年巡って来た事を、開運の予兆として、主人公のために祝している。

更に、新春に刊行されるならいの草双紙が、それ自体一種の縁起物としての性格を帯びていた事を考え合わせると、丑と未の巡り合わせは、牛蔵にとつてだけでなく、おそらく読者にとつてもめでたいものとしてアピールされていると考えられる。

また、従来ほとんど顧みられていない資料であるが、東京都立中央図書館東京誌料所蔵の絵双六類の中に、「新撰十二支寿語六」（刊年不明、尾形月耕画、多色刷り）がある。【図25】これは全12区画（マス）から成る絵双六（縦70・9cm×横73・4cm）で、右列上から亥・子・丑・寅、中列上から卯・辰・巳・午、左列上から未・申・酉・戌、の各々の支に因んだ情景を描いたマスが配列されている。それらのマスの中には、例えば西の市の景を描く事によって鶏を暗示するといった具合に、全く支獣そのものの形象を描かないマスもある。

十二支の一番目に通例数えられる子に因んだマスが「ふり出し」とされている事には、特別な意味はなさそうだが、卯のマスが「あかり」と

なっているのは、おそらくこの双六が卯歳の正月用の遊具として製作されたものである事を示しているよう。絵師尾形月耕（安政六～一八五九）（大正九）の活動時期から考えて、この双六は明治中期～大正九年までの間に描かれたものであり、その間の卯の歳は、明治十二・二十四・三十六・大正四年の四回である。この双六の裏面（裏打ち済み）の、東京誌料の蔵書票が貼付されている付近に、赤鉛筆で「明治二三」と記されている事に注目するならば、この双六は明治二十四年卯歳の正月にむけて、二十三年中に刊行されたものと考えることができ、明言はできない。

注目すべきは、西のマスの上部余白に、赤で「此所卯より七ツ目につき二度ふるべし」と刷つてある事である。これは、この双六で遊ぶ人が西のマスに到達したとき、その西とゴールの卯との間には七ツ目の関係が生じるので、その人は二度サイコロをふる特典にあずかれるということを意味している。七ツ目の支同志の対がもたらすとされる「福」が、この双六では具体的に、二度サイコロを振れるという形で実現されることになる。

この西のコマの朱注には、自分の生まれ年の支と無関係でも、七ツ目の支同志の対応が眼前に成立すれば福を授かる事ができる、とする俗説が反映されている。この双六は近代になってから製作された物だが、七ツ目の支の対についてのこうした解釈はもともと古くから行われており、寛政期の「浮世七ツ目合」にも影響を及ぼしていると思われる。

この他に、二人の人間の各々の生年の支の間に、七ツ目の関係が成り立つ場合、その二人は相性がよいとする俗説も起こった。参照した辞書類の中で、『江戸語大辞典』（昭和四十九年刊、前田勇編、講談社）のみが、「七ツ目」の意味を①・②に分けて示しており、その②の方に、「七つ違いの男女は相性がよいという民間信仰」という表現で、この俗説を取り上げている。『江戸語大辞典』では、②の意味での用例として、咄

本「聞上手」(安永二へ一七七三)年刊、不知足散人作)二篇の小咄「七つめ」の一部を引くが、全文は左の通りである。

ある男友達の處へ行きしに、それはよく猿に似た悪女がある故、「コレあの女は見世物にでもだすつもりか」と問へば、「イヤアレはおれが妾ぢや」といふ。「サテモこなたは外聞のわるい、あんな猿を置くことが有るものか、早く出して仕廻やれ」といへば、「サア猿ぢやによつて置くのぢや。」「ソレハ何のことぢや、早く追出して能いのをおきやれさ。」「亭主かぶりを振つて、「どうも出されぬことある。」「ソリヤナゼに。」「サレバおれが寅のとしたから。」<sup>(61)</sup>

この小咄の女は、猿に似た顔形を愛でられているのであつて、その生年の支が申かどうかは不明である。つまり、ここでは男の七ツ目にあたる支獣の形象が尊重されており、支そのものは問題とされていない。従つて、この小咄の内容は、七ツ目信仰の一スタイルである、七ツ目支獣の形の諸道具を身边に配するというものに近い。年回りによる男女相性説を表す例としては不適当な例と思われる。

合本型従来物『女古状揃』(角書「教諭必用」、天保二へ一八三一)年刊、堀原甫編)をみると、「十干十二支男女相性之吉凶并 四悪十悪之事」と題した頭書の後半部分に、生年の支を手がかりとした男女の相性判断の説が載っている。(図26)〔図27〕〔図28〕各支のコマには支獣の姿が描かれるが、相性判断の説には支獣は全く関与していない。一コマに一支ずつをあて、その支を本命とする人にとつて、相性のよい相手・悪い相手の本命はそれぞれ何であるかを記している。例えば、子歳生まれの人の場合は、「子 ねのとしの人、午七ツ目にて吉 卯酉ハ四悪十悪也」とあり、子から七ツ目の午を本命とする相手との相性は吉、子から四ツ目・十目に当たる卯・酉を本命とする相手との相性は凶であると述べる。

「四悪十悪」とは「四目十目」ともいい、生年の支が四ツ違い・十違

いの男女は相性が悪いとする迷信であり、七ツ目信仰流行のもっと以前から民間に行われていたものである。「四目十目」について、詳しくは別の機会に扱う事にする。生年の支が七ツ違いの男女は相性がよいとする俗説が、七ツ目信仰の辺縁から生じて来た時に、同じく生年の支を問題とする相性判断の説であるという共通点によって、一揃いにして扱われるようになったものだろう。<sup>(62)</sup>

このように、本章で触れた俗信は、あらかじめ述べた通り、七ツ目信仰そのものとは一線を画してとらえるべき俗信であるが、ここで七ツ目同志、対にされて喜ばれている支が、全て年を表す支ばかりという事に注意したい。「新撰十二支寿語六」についていえば、上がりの「卯」のマスが卯歳を表すものであるとすると、各マスは全て一年を表す支と解せる。既に述べたように、月・日・方位を表す十二支の間では、七ツ目同志の対は不吉なものとしていたもので、七ツ目同志の二支の組み合わせを吉とする説は、年を表す支に限って適用されたようである。

### 終わりに

本稿では、主に近世国文学の作品から抽出した資料を用い、七ツ目信仰の全体像をとらえようと試みた。洒落本・黄表紙は、世の中の最新流行や最近注目を集めた事件等をいち早く取り入れて読者の興味をそそるうとする性格を持っているので、風俗資料として参考になる場合が多い。特に七ツ目信仰のような根拠不明の俗信の場合、たとえそれが世に大流行していたとしても、卑俗であるが故に記録には値しない物として無視されてしまうことがあり、従つて俗文学の中にこそ、実像を伝えてくれる資料が埋蔵されているといえる。

七ツ目信仰の特色として見逃せないのは、それがただオーソドックスな形を守って続けられたのではなく、礼拝用画像がいつしか装身具にま

で変容し、また「ヘナナツメ」という音が吉原の座敷芸に結び付く、というように、変幻自在の展開をみせ、庶民生活の「俗」の部分と共生していたという点である。それは信仰対象が、獣形であった事と決して無縁ではないだろう。今までに挙げた資料の中に、獣身に人服を着る事を僭上な事と批判的にとらえている例があったように、七ツ目の支獣は神といても、その信仰のされ方に緩さがあった。人々は七ツ目の支獣に対し、尊崇の念以上に、ペットの動物に対するような愛玩の気持ちも抱いていたと考えられる。信仰対象を表す「七ツ目」という言葉に関して、不謹慎ともいえる言葉遊びや戯画化が行われたのは、獣形の神を、人々が近寄り難い存在と認識していなかったせいであろう。

従来、七ツ目の支獣について、それがまぎれもなく神の一種であるという事が指摘されて来なかったのは、あるいは、江戸時代の人々が示した到底神に対する態度とは思えぬくだけた態度が、本質を覆い隠すべールになっていたためかとも思われる。

本稿では、七ツ目信仰の流行し始めた時期を明和年間と推定したが、発生自体はもっと早いかもしれないと思う。七ツ目信仰がいつ頃どのようになつて芽ばえたのかについて、七ツ目支獣の本質を神とみる視点に立ち、江戸時代の神道の動向に注意しながら、改めて調査して見る必要があるだろう。

〔付記〕七ツ目信仰に関連する錦絵・黄表紙について、鈴木重三先生より御話を伺い、参考にさせて頂いた。また、「続新斎夜語」の本文の翻読・解釈に関して、市古夏生先生（指導教官）より御指導を頂いた。記して感謝申し上げます。

註

- (1) 『四部備要第五四冊』（一九八九年刊、中華書局編、一九三六年版の影印）所収「論衡」より。
- (2) 滝沢馬琴は随筆「燕石雜志」文化八（一八一二）年刊）で「論衡」を引き、十二支を禽獣に配当する事はこの頃より起こったと推定する。
- (3) 昭和二十一年に文部省科学教育局の迷信調査協議会が実施した「各地における慣習状況調査」の結果をまとめた「日本の俗信第一巻 迷信の実態」（昭和二十四年刊、技報堂）には、人の性質が本命獣の性質によって支配されるとする俗信の例が報告されている。
- (4) 支を数える時は、接尾語「ツ」を用いるのが慣例である。
- (5) 「七」という数に関する種々の俗信を知るための参考文献（福原敏男先生御教示）として、『フォークロー』第2号（特集・暮らしの中の「七」）（平成六年五月、本阿弥書店）、『和教考』（平成九年刊、郡司正勝著、白水社）を参照したが、この中では七ツ目信仰についてはふれられていない。
- (6) 『談語大辞典』（明治四十三年刊、藤井乙男編、東京有朋堂書店）  
『広文庫第十四冊』（大正五年刊、物集高見編）  
『近世上方語辞典』（昭和三十九年刊、前田勇編、東京堂出版）  
『江戸語事典』（昭和四十六年刊、三好一光編、青娃房）  
『江戸語大辞典』（昭和四十九年刊、前田勇編、講談社）  
『日本国語大辞典第15巻』（昭和五十年刊、小学館）  
『江戸文学俗信辞典』（平成元年刊、石川一郎編、東京堂出版）  
『江戸語辞典』（平成三年刊、大久保忠国・木下和子編、東京堂出版）  
『新編川柳大辞典』（平成七年刊、粕谷宏紀編、東京堂出版）等を参照した。
- (7) 『俚諺資料集成第七巻』（明治三十二年版の複製、昭和六十一年刊、ことわざ研究会編、大空社）
- (8) 『日本随筆大成第二期24』（昭和五十年刊、吉川弘文館）
- (9) 『続帝國文庫第34編 黄表紙百種』（明治三十四年刊、幸堂得知校訂、博文館）に「運附太郎左衛門 富川吟雪畫作」としてその本文が翻刻されているが、この「運附太郎左衛門」は黒本青本に類する。書名の似る黄表紙「うんつく太郎左衛門咄」（天明元（一七八一）年刊、北尾政演画）とは別作である。
- (10) 「えと」は本来、きのえ、ひのと等、十干を表す語であるが、江戸時代には俗に十二支や十二支獣を指す語として用いられていた。
- (11) 『原色浮世絵大百科事典第二巻 浮世絵師』（昭和五十七年刊、大修館書店）所

- 載の「文龍齋」の解説(鈴木浩平)は、「浮世絵類考」関根只誠本(慶応三六七年識)の栄之の項に、慶阿彌老人の話として栄之が文龍齋より浮世絵を学んだ旨記してある[画歴]青本の挿絵があるというが未詳」と述べる。「青本年表」に、鳥居文龍齋の青本があるとされるが、その青本は今の所、所在不明である。
- (12) 『化政期落語本集』(昭和六十三年刊、武藤禎夫校注、岩波文庫)より。「七つ目」の脚注に「十二支のうち、自分の生れ年から七つ目の者を愛すると幸運を得るとの俗信から、七つ目に当たる干支を絵にした。」とある。
- (13) 『日本の美術第18号 神道美術』(昭和四十二年刊、景山春樹編、至文堂)参照。
- (14) 『日本の美術第38号 十二神将像』(平成十年刊、中野照男編、至文堂)参照。
- (15) 『洒落本大成第十卷』(昭和五十五年刊、中央公論社)
- (16) 角筈村の熊野十二所権現社(江戸名所図会 卷四所載)をもっている可能性がある。
- (17) 『続帝国文庫第39編 脚本傑作集下』(明治三十五年刊、水谷不倒校訂、博文館)
- (18) 『江戸語大辞典』の「七つ目」の項に、出典は示されていないが、「七つ目の干支に当たる動物の図を紋に付け」とある。
- (19) 『洒落本大成第二十九卷』(昭和六十三年刊、中央公論社) 解題で、作品中に引かれた流行歌の流行時期から推定して、安永後半期か天明初年頃の成立としているのに従った。
- (20) 『洒落本大成第九卷』(昭和五十五年刊、中央公論社)
- (21) 『女古状揃園生竹』という書名の国立国会図書館所蔵本・東京大学附属図書館所蔵本は、作者・刊年ともこれと同じだが、別書である。頭書はない。
- (22) 『江戸文学俗信辞典』(平成元年刊、石川一郎編、東京堂出版) 参照。
- (23) 「紙」と「神」とを掛けている。遊女は枕元のちり紙を口で取るのがならわしであったので、その姿を紙を食べる姿に見立てたものか。
- (24) 『洒落本大成第十六卷』(昭和五十七年刊、中央公論社)
- (25) 『洒落本大成第二十六卷』(昭和六十一年刊、中央公論社) 解題による。
- (26) 『浮世絵事典(定本) 上巻』(昭和四十九年刊、吉田暎二編、画文堂) では、「浮世七ツ目合」について、「歌麿の寛政末の作で、子から亥まで十二支に因んだ玩具と、外にやはり十二支に因んだ七番目の動物の絵がかいてある、半身二美人を描いた揃物。例えば、卯の玩具と衝立に酉の絵といったようにである。背面は雲母摺である。あまり興味の感ぜられない作品である。」と述べているほどである。
- (27) 『浮世絵大系6 歌麿/栄之』(昭和五十年刊、菊地貞夫編、集英社)
- 『浮世絵聚花12 ギメ東洋美術館パリ国立図書館』(昭和五十五年刊、山口桂三郎編、小学館)
- 『秘蔵浮世絵大観7 ギメ美術館II』(平成二年刊、樽崎宗重編、講談社) など。
- (28) 東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本による。
- (29) 天理大学天理図書館所蔵の版本による。
- (30) 東京大学附属図書館所蔵の版本による。
- (31) 『甲子夜話』(文政四(一八二二)〜天保十二(一八四一)年執筆、松浦静山著、写本) 続篇卷三十一に、「瞻視尊重 もと孔子の言にて、朱子の『敬斎箴』にものせられたり。瞻視は、二字ともみるとよみて、眼ざし目づかひのこと也。尊重は、たつとくをもきとよみて、眼ざし目づかひのおもくしふして、不軽ウロリとせぬを云。目は人の精神のあらはる、処ゆゑ、眼ざし一大事の工夫也。」という説明が載っている。(『東洋文庫369 甲子夜話続篇3』)「瞻視尊重」という語は、おそらく当時の武士の作法の一つを表すものとして知られていた。
- (32) 国立国会図書館所蔵の版本による。
- (33) 『新釈漢文大系27 札記上』(昭和四十六年刊、竹内照夫校注、明治書院)
- (34) 『続帝国文庫第14編 近松半二浄瑠璃集』(明治三十二年刊、水谷不倒校訂、博文館)
- (35) 『三王外記』(東武野史訊詳子(伝太宰春台)著) などに依る。
- (36) 『寛政重修諸家譜』卷二百十九などに依った。
- (37) 『浪速叢書第四』(昭和二年刊、船越政一郎校訂)
- (38) 天明二(一七八二)年刊の洒落本『古今三通伝』(夢中庵江陵山人作) に、最近流行る物として、大名編をとり上げ、「大名嶋は鳥籠に似たり」と述べている。
- (39) 『日本随筆大成別巻 嬉遊笑覧1』(昭和五十四年刊、吉川弘文館)
- (40) 『燕石十種第一卷』(昭和五十四年刊、中央公論社)
- (41) 『東洋文庫433 むかしばなし』(昭和五十九年刊、平凡社)
- (42) 水牛を乗物とする。
- (43) 『日本庶民生活史料集成第八巻 見聞記』(昭和四十四年、三一書房)
- (44) 『共古日録』(山中共古著、写本、早稲田大学図書館所蔵) 卷二十八「撫牛と田沼主殿頭」では、『譚海』より当該部分を引き、「按るに撫牛の流行文化初年の叶福助の流行におされてすたりけるが此牛の流行の起りハ関西よりのことならん(中略) 田沼のハこれ二よりしにて田沼の起りハおもはれぬなり 既に流行来りしにより田沼銀製にして撫しことにぞあらん」と述べている。
- (45) 卷十一の末に、「此一書は叔父中西邦義の物語を書記すもの也。叔父(中略)ことし天明七年七十七歳にて猶存命の人也。」とあるのが手がかりとなる。
- (46) 『燕石十種第二巻』(昭和五十四年刊、中央公論社)
- (47) 因みに、息子意知は寛延二(一七四九)年己歳生まれなので、七ツ目の支獣は猪である。従って息子と混同されたとも思えない。
- (48) 『撰津名所図会』(寛政八(一七九六)〜一七九八)年刊、秋里湘夕著、竹原春明画) 卷六に、「名産伊丹酒」の説明として、「酒匠の家六十余戸あり。(中略) 家々の銘を斗樽の外巻に印して神崎の浜に送り、渡海の船に積んで多くは関



行されたか疑問」と述べておられ、私自身も未見であり、物語の内容は不明である。しかしながら、その書名の「七ツ目えと」が本稿で「七ツ目の支獣」と呼んできたものに相当するものであることは、確実といつてよいだろう。『風流司李暗管音』という作品が刊行されたか否かという問題はさておくとして、安永四年新春の出版広告の中に「七ツ目のえと」という言葉がみえているということから、七ツ目信仰がすでに安永三年の時点で江戸に行われていたということがいえる。

②七ツ目の支獣の形の品物を身近に置くというスタイルについて

七ツ目信仰最盛期よりやや時代が下るが、文化十四（一八一七）年刊の合巻『昔謡狼狂言』（山東京山作・柳川重信画）の中に、七ツ目の支に当たる生身の動物を身近に飼ってお守りとする人物のエピソードがみえる。その部分の本文を以下に引用する。

今ハむかしさねとも公のじたい建保のころさがミの国に小枝のはんぐわん氏つねといふ人おハしけり（中略）さてある日おくさまのおなぐさミとてさるのきやうげんをめされ御ふうむつましくしとねをならべてけんぶつし玉ひけるがおそバ女中が口／＼にあのさるをおそバにおいてお茶などはこぼせたらおもしろからんといふに卵の花ごせんもいかさまさるハとのさまの七ツ目でもあれバお身のまもりのおまじないにもよからんととのにすゝめておほくのあたいててかのさるをもとめさせ人のごとくはかまきせてそバちかふつかハれる（国立国会図書館所蔵の版本より）

一般に草双紙類は、舞台を鎌倉・室町時代とする場合でも、随所に当世の流行・風俗を盛り込みながら、物語が進行する。右の文章から、文化年間当時、七ツ目の支獣を飼うということが巷間に行われていたという可能性が考えられる。七ツ目の支獣を飼うというスタイルは、十二種の支獣全てに可能なわけではないが、前に述べた七ツ目支獣の形の品を身近に置くスタイルの一変型とも考えられる。

尚、既に述べた通り、「聞上手」の中には、自分の七ツ目支獣である猿に似た女を側に置く男の小咄がある。この小咄は、あるいは、実際に七ツ目の支獣を飼っている巷間の人々の存在にヒントを得て、作られたものかもしれない、ということをつけ加えておく。

③暦注と七ツ目信仰の関わりについて

既に述べたように、暦注の「十二直」では、月の支に対して七ツ目の支に当たる日を凶としている。

嘉永六（一八五三）年刊の『国宝大雑書万宝選』（柳園種春編・柳川重信画）の中に、先に引いた『永代大雑書万曆大成』（角書「天保新選」、天保十三（一八四二）年刊）の記事とほぼ同様の記事がみられることを知り得た。以下に引用する。

破 此日八月建から七ツ目の日なり 正月の建寅なれば七ツめハ申なり 物相向バ戦ひた、かへバ必らず破る、故二寅と七ツめの申を破といふ義也 此日ハ罪人を刑し師を出し漁獵し薬を飲初る 二吉 其余皆凶し

○因二日俗二七ツめの支とて申の年ハ寅を重じ卯の年ハ酉を愛するハ相向て争ひ闘支なれば是を愛し重んじて身にあらそひごとけがあやまらなきやう且人と争ひた、かふべからずとの誠なりと知べし（東北大学狩野文庫所蔵の版本より）

『永代大雑書万曆大成』の本文を踏襲する書は、他にも存在するのかもしれないが、現時点ではようやく右の一書を知り得たのみである。

（国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント）



図1 『運附太郎左衛門』九丁裏・十丁表  
(東洋文庫岩崎文庫所蔵の版本より)

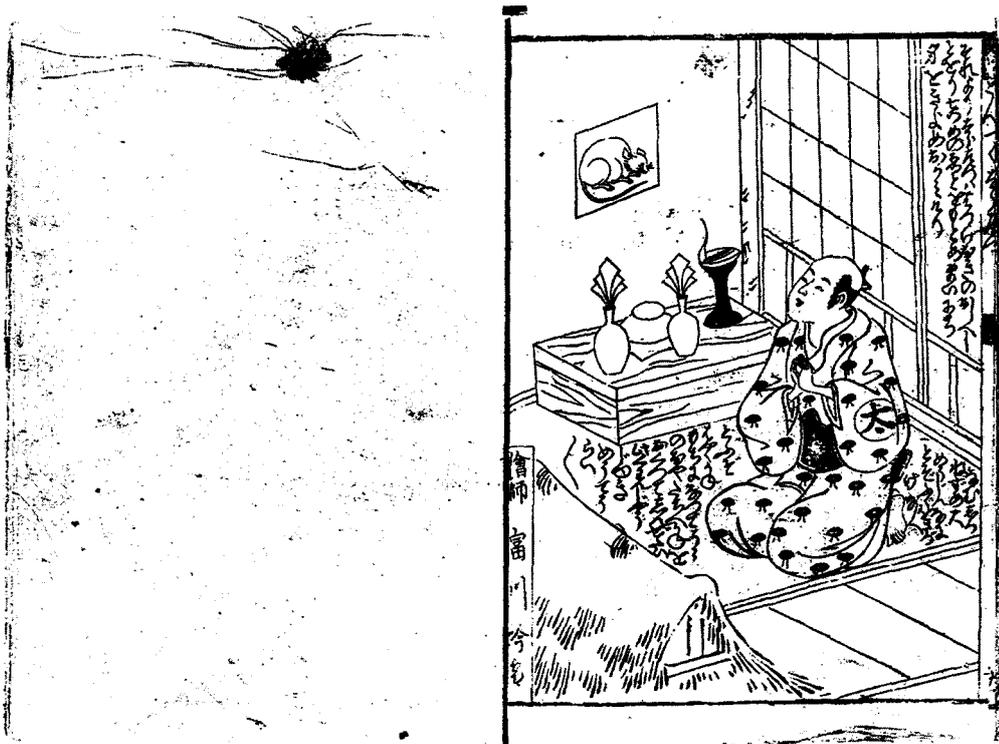


図2 『運附太郎左衛門』十丁裏  
(東洋文庫岩崎文庫所蔵の版本より)

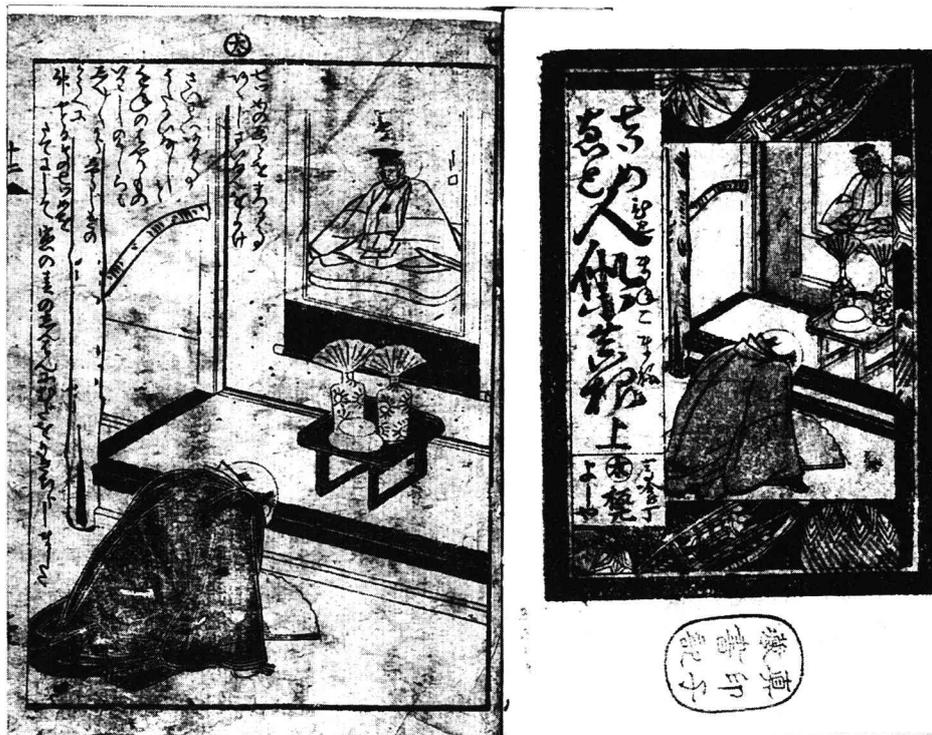


図3 『人似小真根』見返・一丁表  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本より)

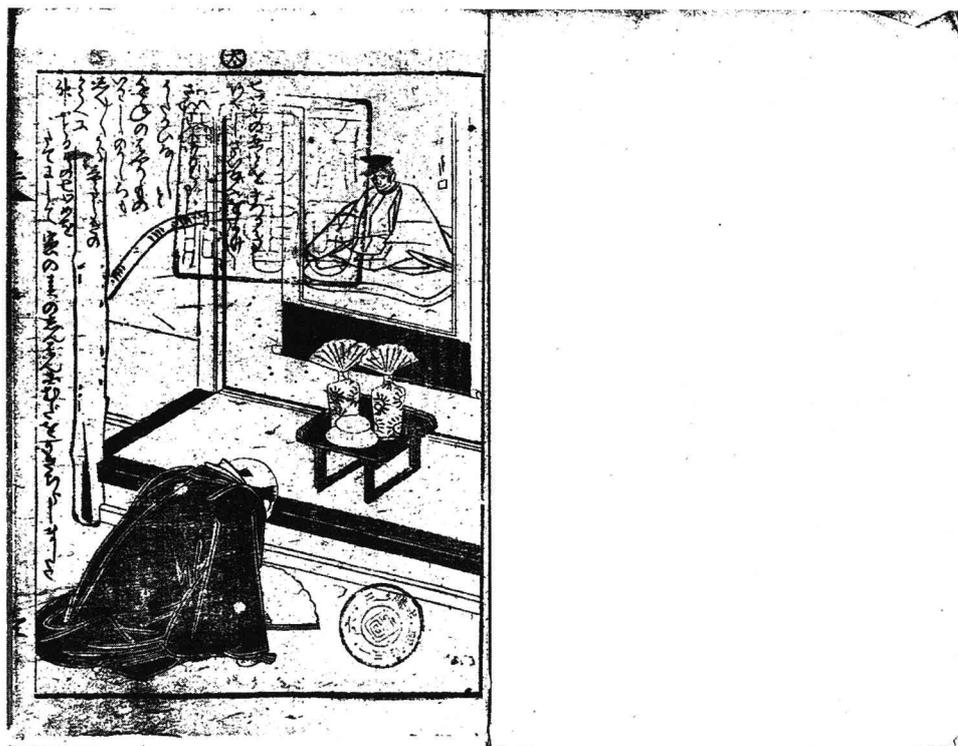


図4 『十二支大通話』見返・一丁表  
(国立国会図書館所蔵の版本より)

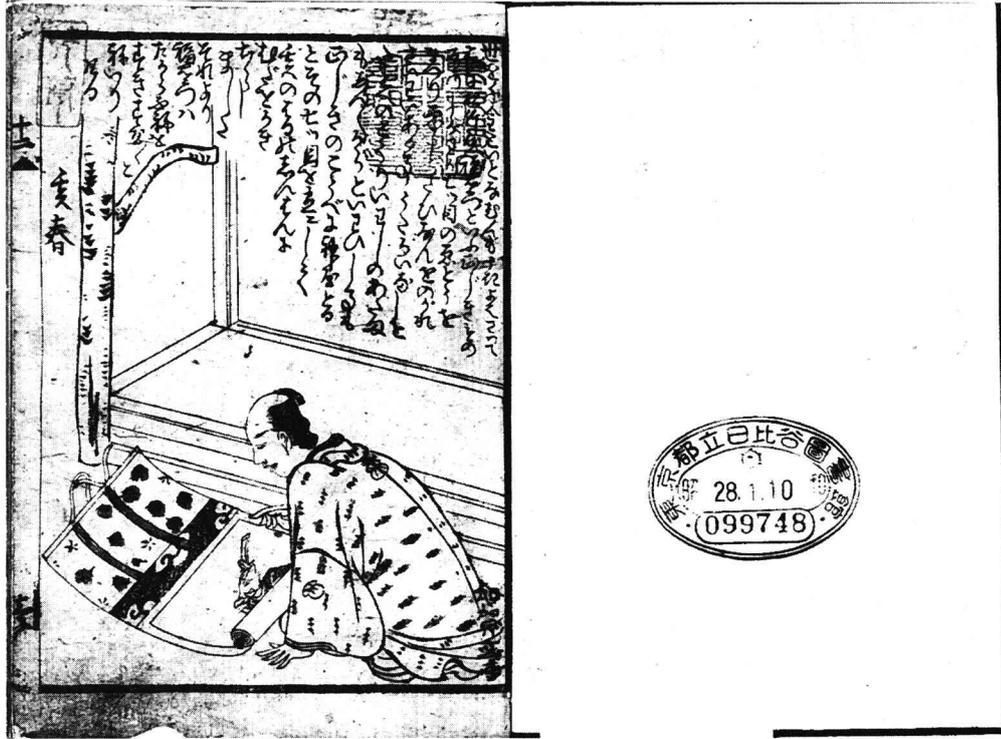


図5 『杖支春の友』見返・一丁表  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本より)



図6 『冠言葉七目狂記』十四丁裏・十五丁表  
(国立国会図書館所蔵の版本より)

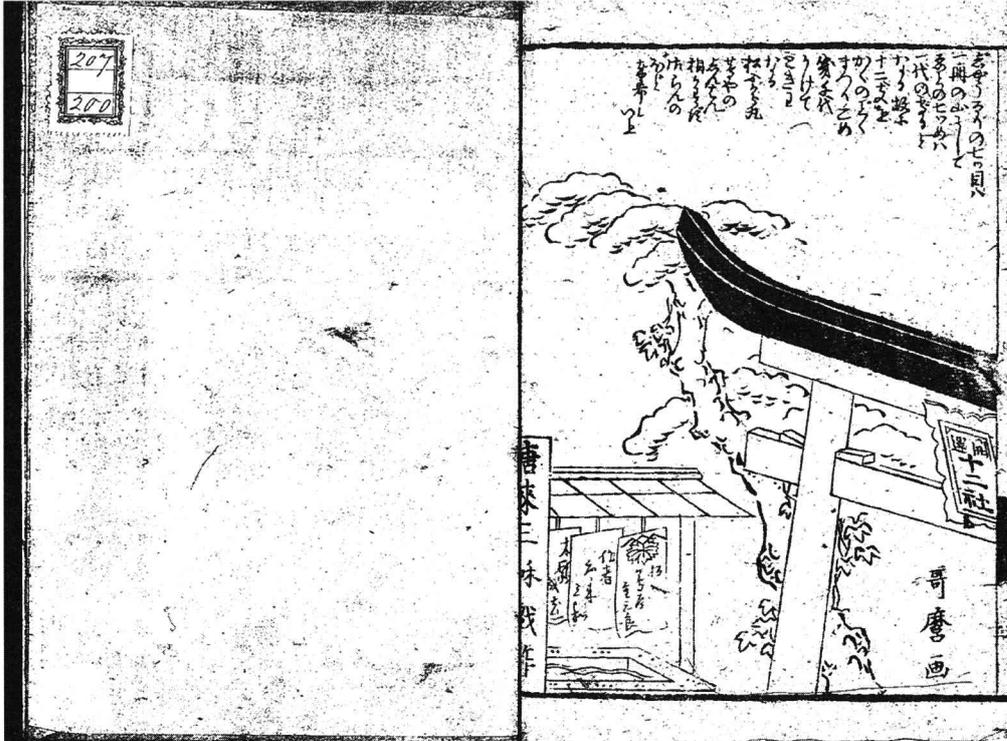


図7 『冠言葉七日註記』十五丁裏  
(国立国会図書館所蔵の版本より)

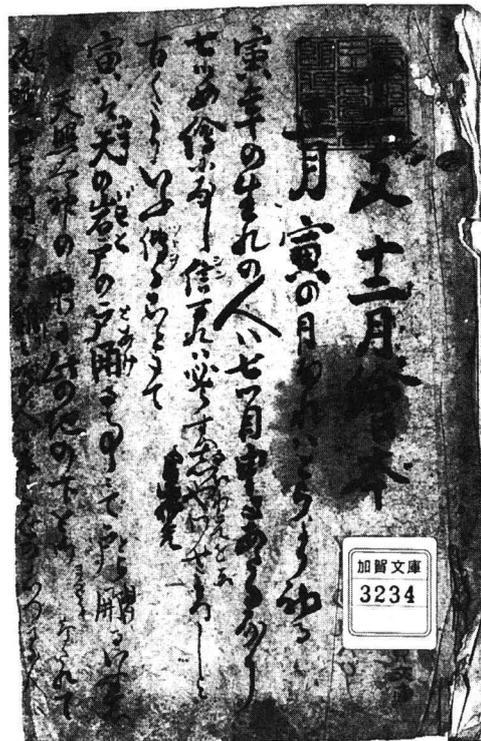


図8 『十二支十二月絵本』一丁表  
(東京都立中央図書館  
加賀文庫所蔵の写本より)



図9 『十二支十二月絵本』四丁裏・五丁表  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の写本より)



図11 「浮世七ツ目合」の内「寅申」  
(東京国立博物館所蔵)



図10 「浮世七ツ目合」の内「丑未」  
(東京国立博物館所蔵)



図13 「浮世七ツ目合」の内「巳亥」  
(東京国立博物館所蔵)



図12 「浮世七ツ目合」の内「卯酉」  
(東京国立博物館所蔵)

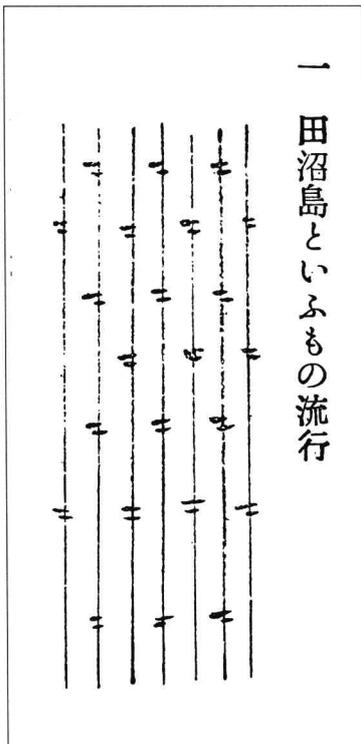


図15 『摂陽奇観』 卷三十九より  
(『浪速叢書第四』より)



図14 「風流七ツ目絵合」の内「子午」  
(東京国立博物館所蔵)

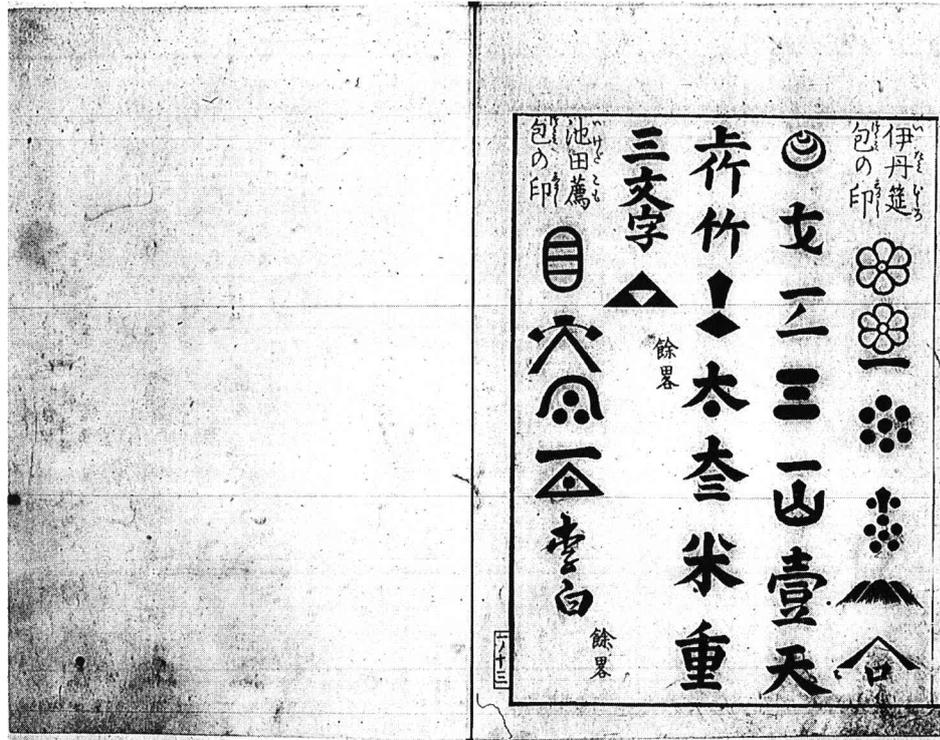


図16 『日本山海名産図会』巻一の十三丁裏  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本より)

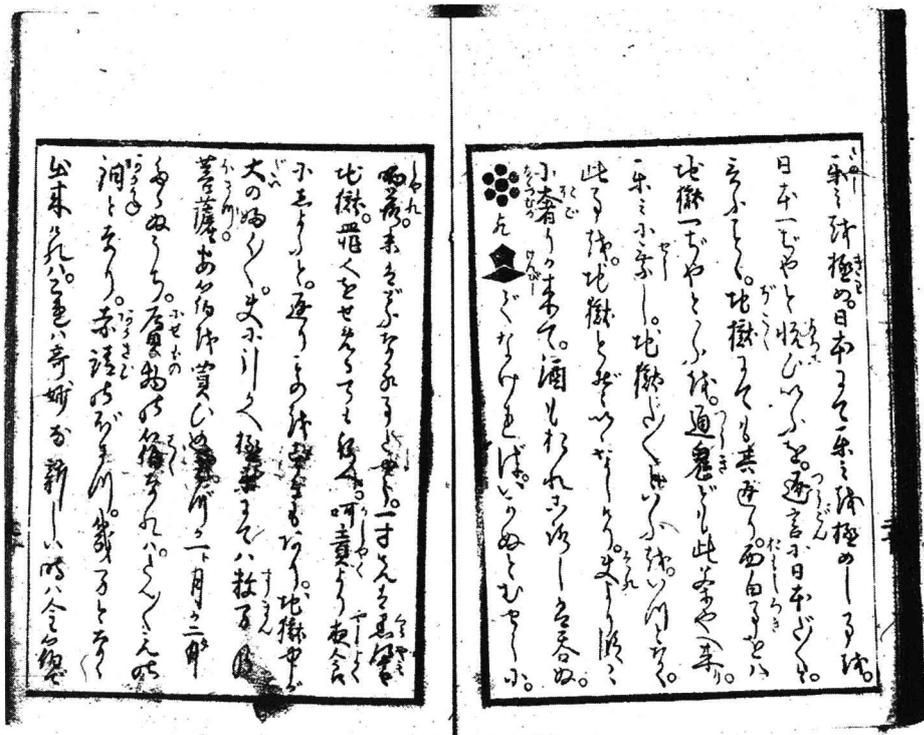


図17 『翻草盲目』二十丁裏・二十一丁表  
(東京大学霞亭文庫所蔵の版本より)



図18 『悦鼻肩蝦夷押領』十一丁表  
(大東急記念文庫所蔵の版本より)



図19 『明矣七変目景清』九丁裏・十丁表  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本より)



図20 『明矣七変目景清』十丁裏  
(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵の版本より)



図21 『即興跡引上戸』十一丁裏・十二丁表  
(東京大学霞亭文庫所蔵の版本より)

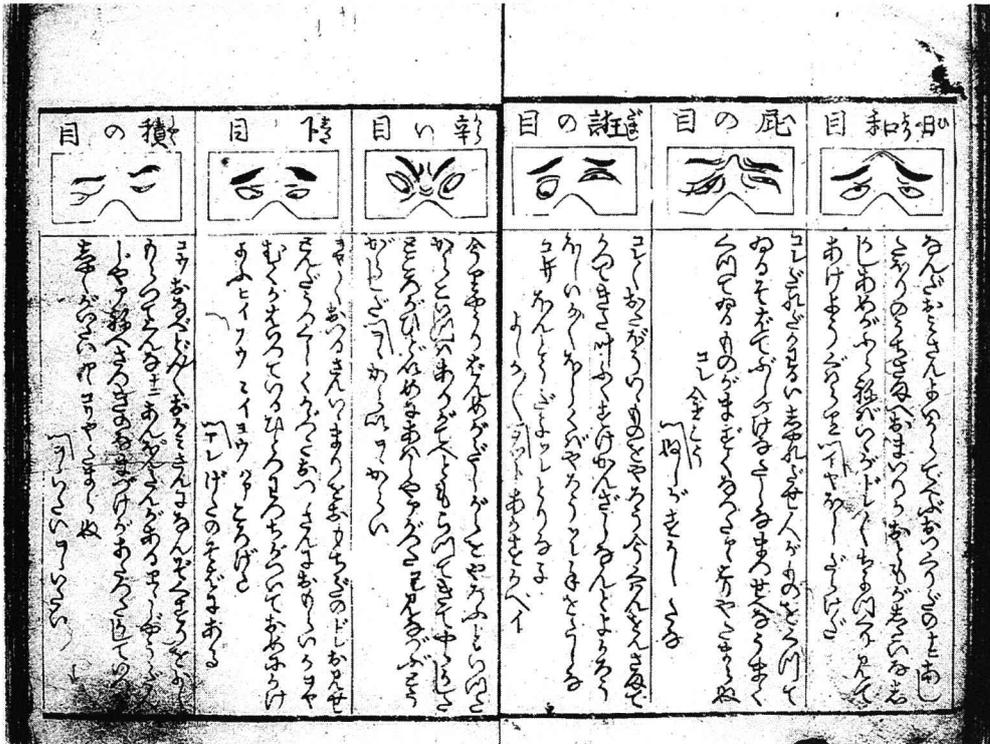


図22 『即興跡引上戸』十二丁裏・十三丁表  
(東京大学霞亭文庫所蔵の版本より)

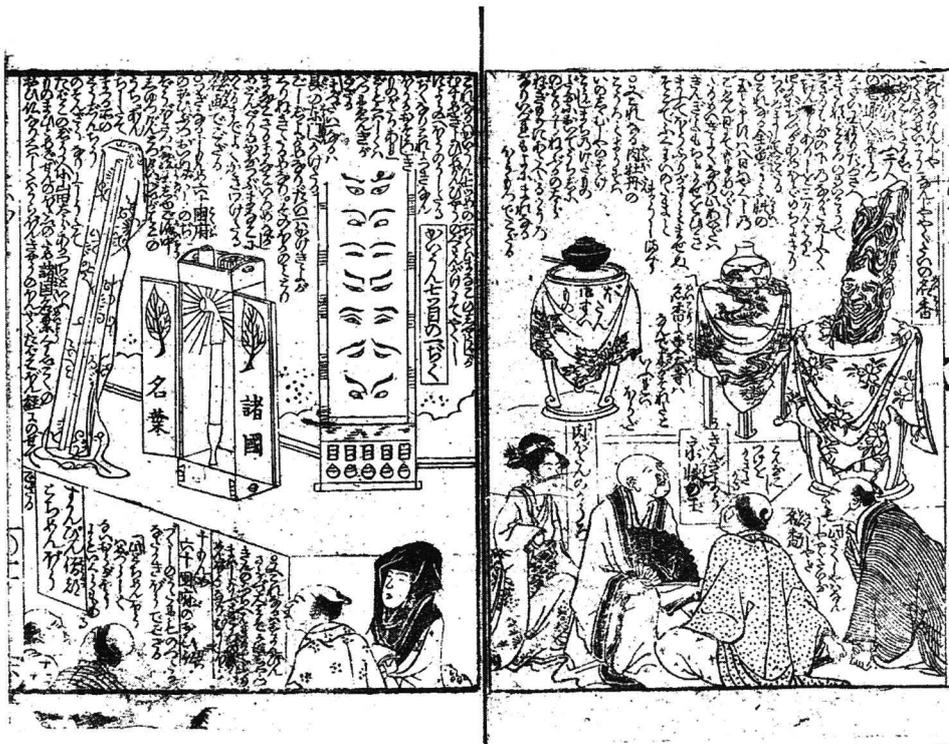


図23 『呑込多靈宝縁起』十丁裏・十一丁表  
(国立国会図書館所蔵の版本より)

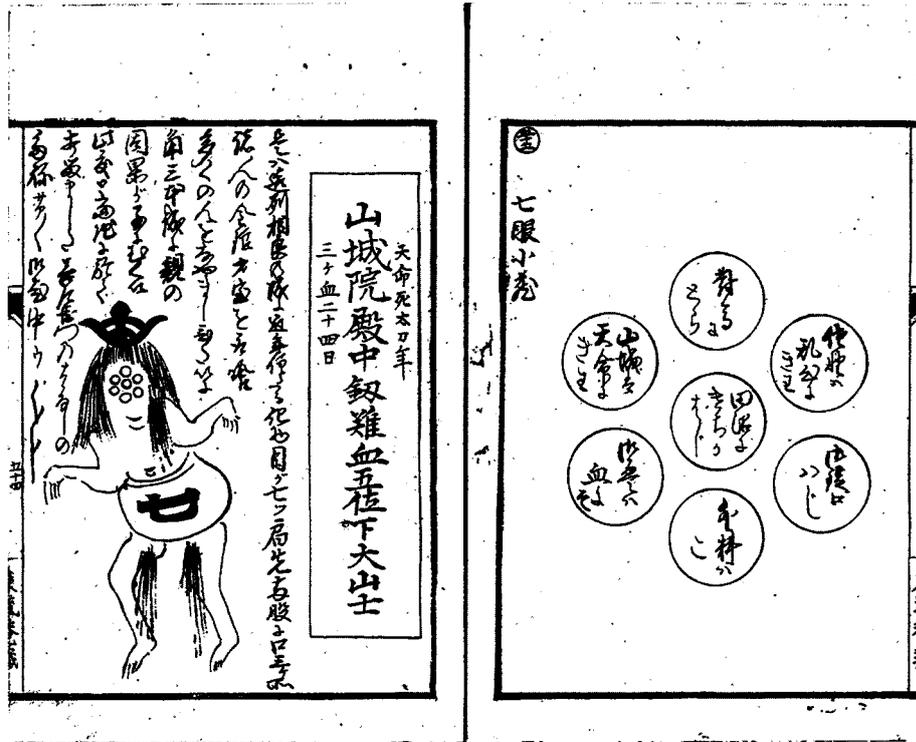


図24 「古今百代草叢書」卷八の五十三丁裏・五十四丁表  
(国立国会図書館所蔵の写本より)

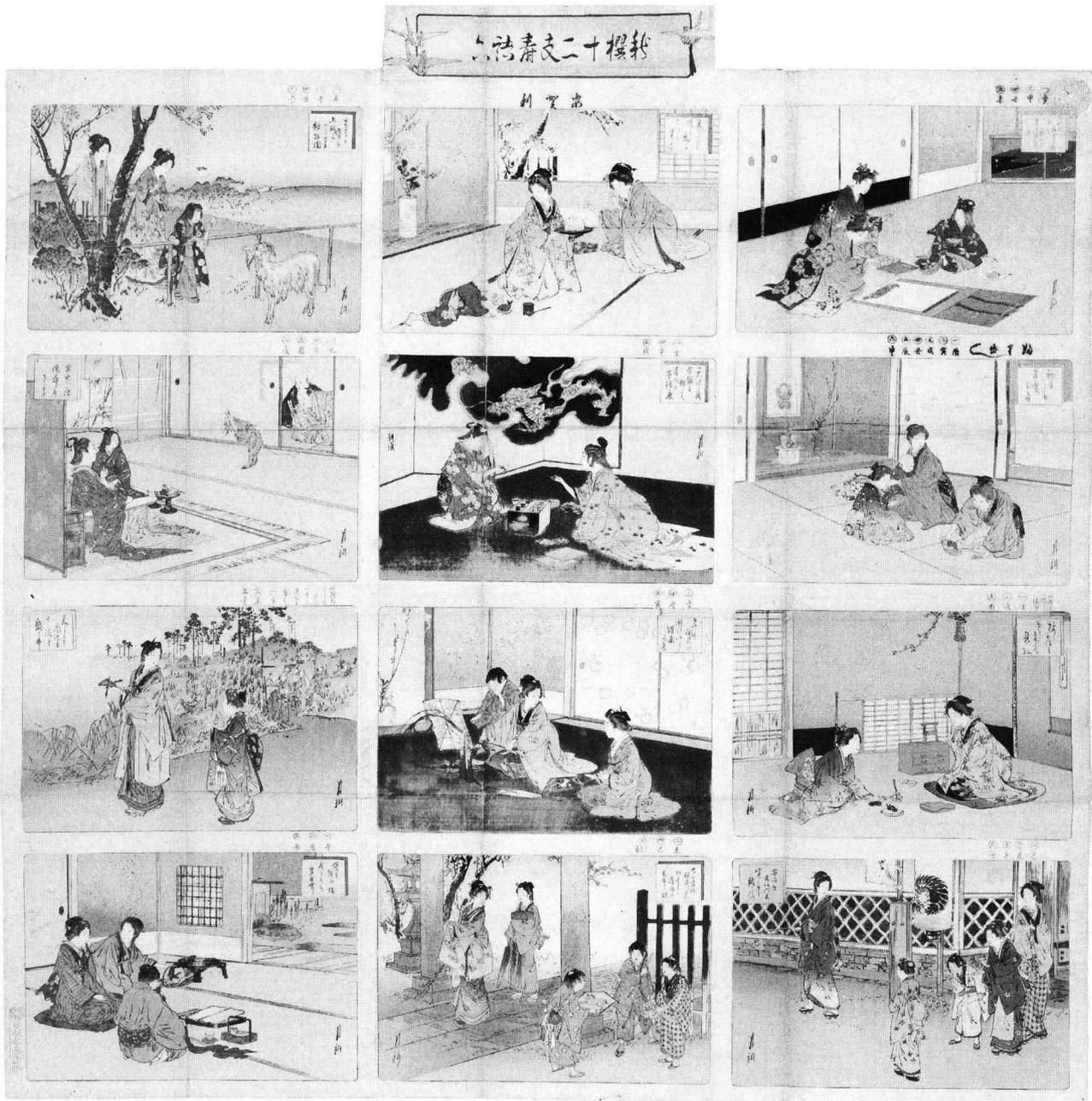


図25 「新撰十二支寿語六」  
(東京都立中央図書館東京誌料所蔵)

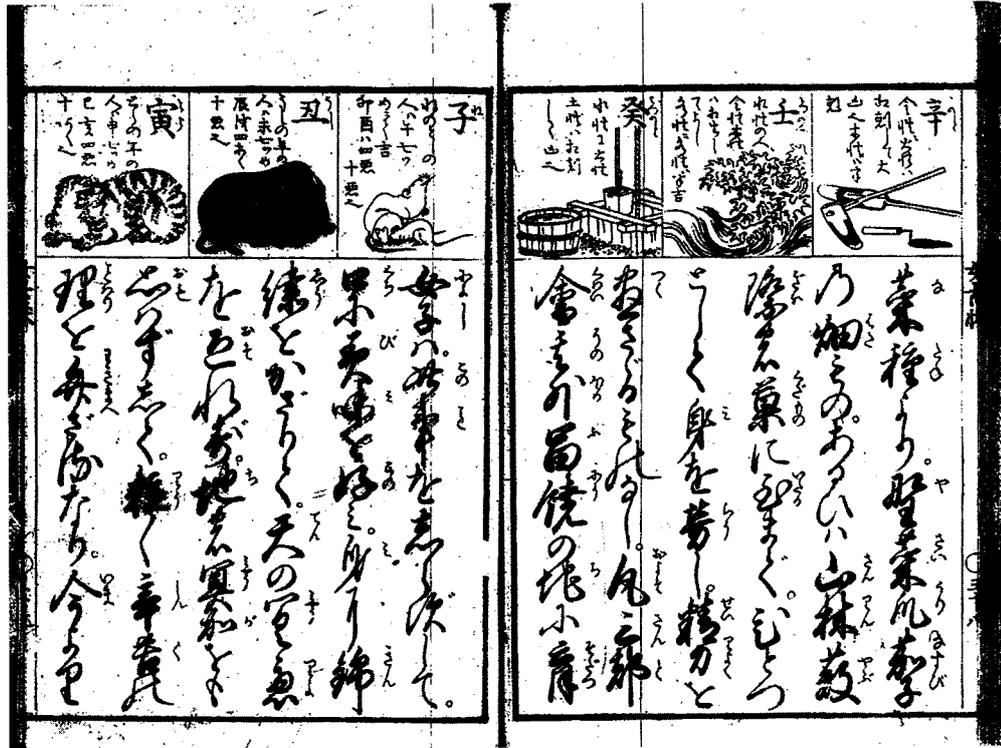


図26 『女古状揃』三十八丁裏・三十九丁表  
(謙堂文庫所蔵の版本より)

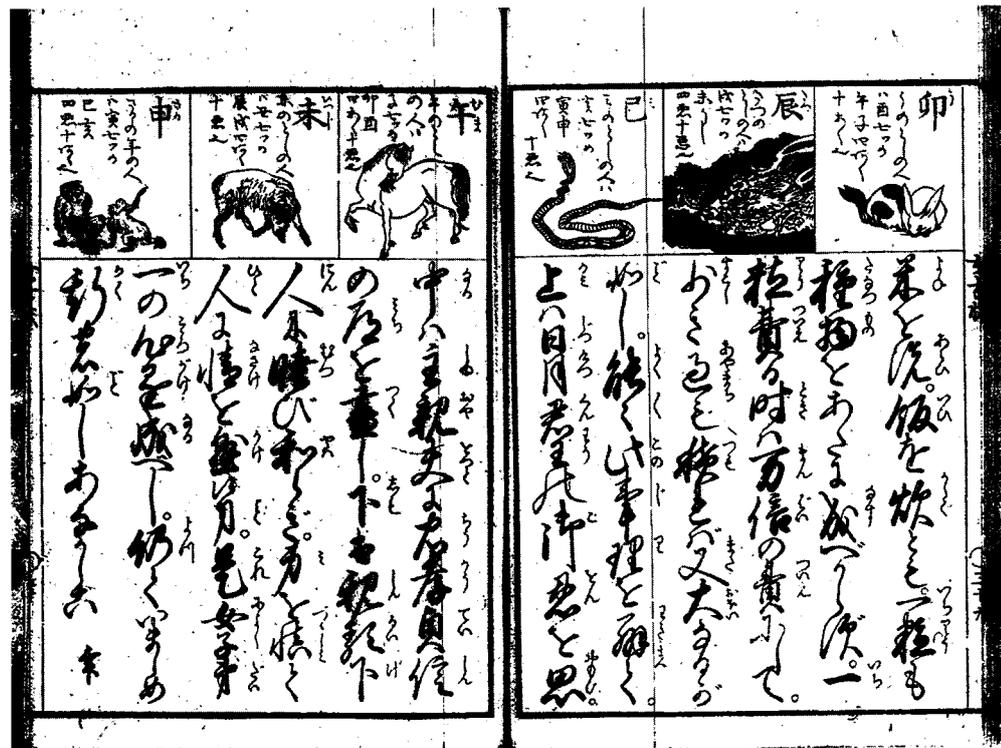


図27 『女古状揃』三十九丁裏・四十丁表  
(謙堂文庫所蔵の版本より)



図28 「女古状揃」四十丁裏・裏見返  
(謙堂文庫所蔵の版本より)

---

## A Superstition on “*the Nanatsume*” of the Chinese Zodiac Calendar

AGIO, Naoko

“*The Nanatsume*” (the seventh) is a superstition related to the Chinese zodiac calendar proliferated at the end of Edo period. It says, the picture of the zodiac animal that signifies the seventh year from your own birth year will bring you a fortune. This nanatsume folk belief is totally obsolete and forgotten in our society today. This causes difficulties when researchers try to interpret the nanatsume-related literatures and arts created during the Edo period.

This paper gives a review of the nanatsume belief at the end of the Edo period by using not only letters but also paintings and drawings. The zodiac animals of nanatsume are a kind of deities. To celebrate these sacred spirits, people decorated rooms in their house with drawings, furniture, and small amulets that retain the images of the animal.

During the Edo period, it was believed to be evil and therefore theoretically forbidden to have a pair of zodiac animal and its the seventh in the zodiac calendar and compass system. Since this theory is contradictory to the belief of the nanatsume, some people seemed skeptical on the nanatsume superstition.

Despite of its contradictory nature, the nanatsume belief proliferated especially during the An'ei and the Tenmei of the Edo period. Its popularity might stem from the rumor that TANUMA Okitsugu, a man of power at that time, practiced this nanatsume superstition. The family symbol of TANUMA was seven stars, and generally called “nanatsu'n'me” (seven plums). This is easily connected to nanatsume (the seventh), making the rumor plausible.

The nanatsume belief produced a wide range of superstitions related to “seven”. One of them says that a seven year old difference makes for a good couple and a good omen for a happy marriage.

The nanatsume belief is merely a superstition. However, considering the fact that once it gained a great popularity to the point it became a social phenomenon, it requires special attention in order to understand the culture and society of the Edo period.